平成13年3月30日

市規則第110号

岡山市事務分掌規則(平成6年市規則第45号)の全部を改正する。 (趣旨)

第1条 この規則は、岡山市の組織及びその任務に関する条例(平成13年市条例第3号) 第3条の規定により設置された組織について、同条例第4条の規定に基づき、内部組織、 分掌事務、職制等について、別に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。 (本庁の組織)

第2条 本庁の組織は、次の表のとおりとする。

局	部	課	係又は室
	危機管理室		
	市長公室	秘書課	
		広報広聴課	
政策局	政策部	政策企画課	統計調査室
		デジタル推進課	
		事業政策課	
	行政改革推進室		
総務局	総務部	総務法制企画課	
		庁舎管理課	
		新庁舎整備課	
		行政執行適正化推進	
		課	
		行政事務管理課	情報公開室
	人事部	人事課	組織企画係 人事係 人材育成室
		給与課	労務係 給与係 厚生係 職員健康
			管理係

財政局	財務部	財政課	債権対策室
		財産活用マネジメン	
		ト推進課	
		契約課	管理係 指導係 物品契約係 工事
			契約係
		監理検査課	
	税務部	税制課	
		課税管理課	市民税企画係 市民税特別徴収係
			諸税係 資産税企画係 償却資産係
		収納課	企画調整係 収納整理係 滞納対策
			係 滞納整理第1係 滞納整理第2
			係 滞納整理第3係 滞納整理第4
			係 特別滞納整理係
		料金課	企画調整係 滞納整理第1係 滞納
			整理第2係 滞納対策係 収納係
		北区市税事務所	管理係 市民税第1係 市民税第2
			係 資産税土地係 資産税家屋第1
			係 資産税家屋第2係
		中区市税事務所	管理係 市民税係 資産税土地係
			資産税家屋係
		東区市税事務所	管理係 市民税係 資産税土地係
			資産税家屋係
		南区市税事務所	管理係 市民税係 資産税土地係
			資産税家屋係
市民協働局	市民協働部	市民協働企画総務課	市民活動支援室 おかやまぐらし推
			進室
		SDGs·ESD推進課	

		国際課	
		人権推進課	人権啓発係 事業調整係
		女性が輝くまちづく	
		り推進課	
	市民生活部	区政推進課	
		生活安全課	墓地・斎場係 維持係 消費生活セ
			ンター 交通安全防犯室
スポーツ文	スポーツ文化部	スポーツ振興課	
化局		文化振興課	
		岡山シティミュージ	
		アム	
保健福祉局	保健福祉部	保健福祉企画総務課	
		医療政策推進課	地域ケア総合推進センター 医療福
			祉戦略室
		監査指導課	
		福祉援護課	管理係 福祉係
		国保年金課	管理・年金係 国保係 資格給付係
			レセプト・保健係
		医療助成課	長寿医療係 医療助成係
	高齢福祉部	地域包括ケア推進課	
		高齢者福祉課	在宅支援係 施設福祉係
		介護保険課	管理係 資格給付係 保険料係
		事業者指導課	通所事業者係 訪問居宅事業者係
			施設係 障害事業者係
	障害·生活福祉	障害福祉課	管理係 福祉係 就労・自立支援係
	部	障害者更生相談所	身体障害係 知的障害係
		生活保護・自立支援課	自立支援係 医療扶助適正化係 保

			護係
	健康衛生部	保健管理課	管理・予防係 生活衛生係 健康寿
			命延伸室
		こころの健康センタ	総務係 支援係
		食肉衛生検査所	疾病検査係 監視指導係
岡山っ子育	子育て支援部	こども企画総務課	
成局		地域子育て支援課	放課後児童対策係 子育て支援係
			青少年育成係
		こども福祉課	社会的養育推進係 子育て給付係
			こども家庭福祉係
		発達障害者支援セン	
		ター	
	保育・幼児教育	保育・幼児教育課	
	部	こども園推進課	
		就園管理課	管理係 支援係
		幼保運営課	管理係 財務係 指導係
環境局	環境部	環境企画総務課	
		環境保全課	自然保護係 大気騒音係 水質土壌
			係 浄化槽対策室
		ゼロカーボン推進課	
		産業廃棄物対策課	規制係 監理係
		環境事業課	管理係 事業係 安全指導係 資源
			循環推進室
		第1事業所	管理係 指導係 業務係
		野殿事業所	管理係 業務係
		当新田事業所	管理係 業務係

		岡南事業所	管理係 業務係
		西大寺事業所	管理係 業務係
	環境施設部	環境施設課	管理係 施設係 山上埋立管理事務
			所 可燃ごみ広域処理施設整備室
		東部クリーンセンタ	管理係 業務係
		東部リサイクルプラ	管理係 業務係
		ザ	
		当新田環境センター	管理係 業務係
		一宮浄化センター	
産業観光局	商工部	経済企画総務課	
		産業振興課	経営支援係 商業振興係 ものづく
			り振興係 企業立地推進係
		創業支援•雇用推進課	スタートアップ支援係 雇用推進係
	観光部	観光振興課	
		プロモーション・MICE	
		推進課	
	農林水産部	農林水産課	生産流通係 農政係 水産林政係
			地域農業企画・振興室
		農村整備課	
都市整備局	都市・交通部	都市企画総務課	
		都市計画課	計画係 土地利用係 都市景観係
		交通政策課	企画調整係 自転車政策係 地域公
			共交通推進室
		市街地整備課	計画・指導係 区画整理係 都市再
			開発係
		庭園都市推進課	事業推進係 公園緑地係 街なかに

			ぎわい推進室
	道路部	道路計画課	計画係 建設係 用地係
		道路港湾管理課	管理係 維持計画係
		西部幹線道路建設課	工務係 用地第1係 用地第2係
			都心交通整備推進室
		東部幹線道路建設課	工務係 用地第1係 用地第2係
		道路予防保全課	
		美作岡山道路建設事	
		務所	
	住宅・建築部	建築指導課	管理係 指導係 審査係 構造審査
			係 建築安全推進係 空家対策推進
			室
		開発指導課	開発指導係 開発審査係
		公共建築課	企画調整係 建築第1係 建築第2
			係 建築第3係 建築第4係 機械
			設備第1係 機械設備第2係 電気
			設備第1係 電気設備第2係
		住宅課	管理係 法的措置係 計画係 整備
			係
下水道河川	下水道経営部	下水道経営企画課	
局		下水道営業課	営業係 排水設備係 使用料・負担
			金係
		下水道河川計画課	計画係 調整係 河川防災室
	下水道施設部	下水道施設管理課	西部管理係 東部管理係 水質管理
			係
		下水道保全課	再整備係 設備係 管路係 北部下
			水道事務所 瀬戸下水道事務所

下水道施設整備課	基盤整備係 施設整備係
下水道管路整備課	工務第1係 工務第2係 工務第3
	係 工務第4係

(本庁の職員及び職務)

- 第3条 局に局長, 部に部長, 室に室長, 課に課長, 所, センター及び館に所長又は館長, 係に係長を置く。
- 2 2以上の局,室若しくは区にわたる特に重要な事務の連絡調整又は特に重要な市長の 特命事項を処理するため担当局長を置くことができる。
- 3 前2項に規定するもののほか、理事、危機管理監、副局長、次長、担当部長、参事、担当課長、課長代理、専門監、課長補佐、担当課長補佐、所長補佐、室長補佐、館長補佐、担当係長、主査、副主査、業務副主査、給食調理技士長、主任、主事、技師、副専門監、統括主任保育士、副主査獣医師、副主査薬剤師、副主査栄養技師、獣医師、薬剤師、理学療法士、副主査保健技師、主任保健技師、保健技師、副主査環境整備技師、副主査技工、主任環境整備技師、主任技工、環境整備技師、環境整備員、参与(再任用)、参事監(再任用)、主幹(再任用)、副主教(再任用)、主査(再任用)、副主査(再任用)、副主査(再任用)、副主査は医師(再任用)、副主査理学療法士(再任用)、主任獣医師(再任用)、副主査保健技師(再任用)、副主査自動車技師(再任用)、副主査作業技師(再任用)、副主査環境整備技師(再任用)、副主査技工(再任用)、副主査業務員(再任用)、副主査環境整備技師(再任用)、副主査技工(再任用)、副主査業務員(再任用)、主任環境整備技師(再任用)その他必要な職員を置くことができる。
- 第4条 理事,局長,危機管理監,課長,所長,館長,室長(危機管理室長,市長公室長 及び政策局行政改革推進室長を除く。)及び係長は,上司の命を受けて所管の事務を掌 理し,所属職員を指揮監督する。
- 2 担当局長は、上司の命を受けて2以上の局、室若しくは区にわたる特に重要な事務の 総合調整又は特に重要な特命事項を処理し、その担当事務に関し、職員を指揮監督する。
- 3 副局長は、上司の命を受けて局長を助け、職員を指揮監督し、特定の事項を処理する とともに、2以上の局、室又は区にわたる総合調整及び局内の総合調整を図り、局長に 事故があるときは、その職務を代行する。

- 4 次長は、上司の命を受けて局長を補佐し、職員を指揮監督し、特定の事項を処理する とともに、2以上の局、室又は区にわたる総合調整及び局内の総合調整を図り、各局に おける重要事業の進行管理、人事、予算等の総括等を行う。
- 5 部長及び室長(危機管理室長,市長公室長及び政策局行政改革推進室長に限る。)は、 上司の命を受けて所管の事務を掌理するとともに、特定の事項を処理し、2以上の局、 室又は区にわたる調整及び局内又は室内の調整を図り、所属職員を指揮監督する。
- 6 担当部長は、上司の命を受けて担当の事務を掌理するとともに、特定の事項を処理し、 2以上の局、室又は区にわたる調整及び局内の調整を図り、職員を指揮監督する。
- 7 担当課長及び担当係長は、上司の命を受けて担当の事務を掌理し、職員を指揮監督する。
- 8 課長代理は、上司の命を受けて課長若しくは所長を助け、課長若しくは所長に事故が あるときは、その職務を代行し、又は特定の事項を処理し、職員を指揮監督する。
- 9 課長補佐,担当課長補佐,所長補佐,室長補佐及び館長補佐は,上司の命を受けて課長,担当課長,所長,室長若しくは館長を補佐し,課長,担当課長,所長,室長若しくは館長に事故があるときは,その職務を代行し,又は特定の事項を処理し,職員を指揮監督する。
- 10 参事,専門監,主査,副主査,主任,参与(再任用),参事監(再任用),主幹(再任用),副主幹(再任用),主査(再任用),副主査(再任用)及び主任(再任用)は, 上司の命を受けて特定の事項を処理し、職員を指揮監督する。
- 1 1 業務副主査,給食調理技士長,副専門監,統括主任保育士,副主査獣医師,副主査薬剤師,副主査栄養技師,副主査保健技師,主任保健技師,副主査環境整備技師,副主査技工,主任環境整備技師,主任技工,副主査獣医師(再任用),副主査理学療法士(再任用),主任獣医師(再任用),副主査保健技師(再任用),副主査自動車技師(再任用),副主査作業技師(再任用),副主査環境整備技師(再任用),副主査技工(再任用),副主査業務員(再任用)及び主任環境整備技師(再任用)は、上司の命を受けて該当業務に従事するとともに、当該業務について職員を指揮監督する。
- 12 主事,技師,獣医師,薬剤師,理学療法士,保健技師,環境整備技師及び環境整備 員は,上司の命を受けてその事務又は業務に従事する。

13 前条第3項に規定するその他必要な職員は、上司の命を受けて特定の事項を処理し、職員を指揮監督し、上司の命を受けて該当業務に従事するとともに、当該業務について職員を指揮監督し、又は上司の命を受けてその事務若しくは業務に従事する。

(職員の係等への配属)

第5条 職員の係等の配属は課長又は所長が定め、文書をもって人事課長に報告しなければならない。

(特別の事務)

第6条 特別の事務については、市長が職員の中から任命して処理させる。

(組織間調整)

第7条 2課以上にわたる事務については、関係課長が協議してその主務を定める。 (援助)

第8条 分掌事務が繁劇であって、なお緊急を要するものがあるときは、各課、係等において互いに援助するものとする。

(局室主管課)

- 第9条 各局室における総合調整,重要事業の進行管理,人事,予算等の総括等を行う課 (以下「主管課」という。)及び担当を各局室に置く。
- 2 主管課は、次のとおりとする。

市長公室秘書課

政策局政策部政策企画課

総務局総務部総務法制企画課

財政局財務部財政課

市民協働局市民協働部市民協働企画総務課

スポーツ文化局スポーツ文化部スポーツ振興課

保健福祉局保健福祉部保健福祉企画総務課

岡山っ子育成局子育て支援部こども企画総務課

環境局環境部環境企画総務課

産業観光局商工部経済企画総務課

都市整備局都市・交通部都市企画総務課

下水道河川局下水道経営部下水道経営企画課

(本庁の事務分掌)

第10条 各課,係又は室の分掌事務は、次のとおりとする。

危機管理室

- (1) 危機管理の総括に関すること。
- (2) 防災業務体制の整備に関すること。
- (3) 危機管理に関する各種計画の策定及び整備等に関すること。
- (4) 避難場所等に関すること。
- (5) 防災行政無線その他防災施設の管理及び運営に関すること。
- (6) 被災者支援の統括に関すること。
- (7) 災害救助法等の総括に関すること。
- (8) 自主防災組織その他の地域防災力の向上に関すること。
- (9) 防災訓練に関すること。
- (10) 災害用備蓄等に関すること。
- (11) 室に係る重要施策の企画、調整及び進行管理に関すること。
- (12) 室に係る危機管理に関すること。
- (13) 室に係る政策法務の室内調整及び総務法制企画課との連絡調整に関すること。
- (14) 室に係る職員の人事及び組織に関すること。
- (15) 室に係る予算及び決算に関すること。
- (16) 室に係る人材の育成に関すること。

市長公室

秘書課

- (1) 市長及び副市長の補佐に関すること。
- (2) 叙勲等に関すること。
- (3) 市長の資産等の公開に関すること。
- (4) 公用車(市長公室所管のものに限る。)の管理及び配車に関すること。
- (5) 室に係る重要施策の企画、調整及び進行管理に関すること。
- (6) 室に係る危機管理に関すること。

- (7) 室に係る政策法務の室内調整及び総務法制企画課との連絡調整に関すること。
- (8) 室に係る職員の人事及び組織に関すること。
- (9) 室に係る予算及び決算に関すること。
- (10) 室に係る人材の育成に関すること。
- (11) 室内の連絡調整及び室内他課の主管に属しないこと。

広報広聴課

- (1) 広報活動の企画及び連絡調整に関すること。
- (2) 行政施策その他の広報宣伝に関すること。
- (3) 報道機関との連絡及び市政記者室に関すること。
- (4) 広報刊行物の編集及び発行に関すること。
- (5) 市の公式ウェブサイト等に関すること。
- (6) 公用車(広報広聴課所管のものに限る。)の管理及び配車に関すること。
- (7) 広聴に関する総合調整及び分析に関すること。
- (8) 要望及び陳情等の迅速処理に関すること。

政策局

政策部

政策企画課

- (1) 全庁的な視点からの政策の総合調整,進行管理及び調査研究に関すること。
- (2) 総合計画に関すること。
- (3) 基本政策審議会に関すること。
- (4) 全庁的な視点からの次長、部長等による政策調整のための会議に関すること。
- (5) 地方創生に関すること。
- (6) 大学、民間事業者等との連携に関すること。
- (7) 特区に関すること。
- (8) 国・県への政策提言・要望活動等の総合調整に関すること。
- (9) 大都市制度等に関すること。
- (10) 岡山県市長会等に関すること。
- (11) 岡山連携中枢都市圏に関すること。

- (12) 広域的な連携に関すること。
- (13) 行政区域の基本方針に関すること。
- (14) その他市長及び副市長が指定する特命事項に関すること。
- (15) 局に係る重要施策の企画、調整及び進行管理に関すること。
- (16) 局に係る危機管理に関すること。
- (17) 局に係る政策法務の局内調整及び総務法制企画課との連絡調整に関すること。
- (18) 局に係る職員の人事及び組織に関すること。
- (19) 局に係る予算及び決算に関すること。
- (20) 局に係る人材の育成に関すること。
- (21) 局内の連絡調整及び局内他課の主管に属しないこと。

統計調查室

- (1) 基幹統計調査に関すること。
- (2) 各種統計調査結果の分析及び利活用に関すること。
- (3) 大都市統計協議会に関すること。
- (4) 政策立案に資するデータの収集及び分析に関すること。

デジタル推進課

- (1) デジタル化の総合的な企画,推進及び調整に関すること。
- (2) デジタル化の推進を支える人材に関すること。
- (3) 情報システムの調達・運用及びプロジェクト管理の適正化の支援に関すること。
- (4) 情報システムの業務継続計画の推進に関すること。
- (5) 情報セキュリティ対策の推進に関すること。
- (6) 岡山県電子自治体推進協議会関係に関すること。
- (7) デジタル技術の調査、研究及び技術的支援に関すること。
- (8) 市民向け庁内共同利用型クラウドシステムの導入・利用支援に関すること。
- (9) デジタルを活用した市民サービスの向上及び行政事務の効率化の推進に関すること。
- (10) 地域社会のデジタル化の推進に関すること。
- (11) 庁内情報ネットワーク基盤の整備・運用に関すること。

- (12) 庁内情報ネットワーク及び所管情報システムの情報セキュリティ対策に関すること。
- (13) 業務システムの導入・運用に関すること。
- (14) 内部管理業務システムの運用管理に関すること。
- (15) 基幹業務システムの運用管理に関すること。
- (16) 番号制度に係る情報システム改修に関すること。
- (17) 公開系システムの構築・運用及び導入・利用支援に関すること。
- (18) 地域公共ネットワークの構築・運用及び導入・利用支援に関すること。

事業政策課

- (1) 中心市街地活性化に関すること。
- (2) 中山間・周辺地域の振興に関すること。
- (3) 岡山城主要部跡地整備に係る総合調整に関すること。
- (4) 全庁的な視点からの政策を推進するまちづくり構想等の策定及び総合調整に関すること。
- (5) 国土利用計画法に関すること。
- (6) 新市建設計画等の着実な実施及び進行管理に関すること。
- (7) 地域振興基金に関すること。
- (8) 官民連携に関すること。

行政改革推進室

- (1) 行財政改革の総合的な企画,推進及び調整に関すること。
- (2) 業務改革及び市民サービス改革の総合的な企画,推進及び調整に関すること。
- (3) 事務改善の総合的な企画、推進及び調整に関すること。

総務局

総務部

総務法制企画課

- (1) 市の境界に関すること。
- (2) 新たに生じた土地の確認に関すること。
- (3) 合併に関する証明に関すること。

- (4) 市長の事務引継に関すること。
- (5) 岡山市表彰式に関すること。
- (6) 市議会に関すること。
- (7) 政策法務の推進に関すること。
- (8) 条例,規則,告示,訓令等の作成支援及び審査その他原課に対する法的支援に関すること。
- (9) 行政不服審査法が定める審理員に関すること。
- (10) 公告式に関すること。
- (11) 総合教育会議に関すること。
- (12) いじめ防止対策推進法に基づく市長の再調査に関すること。
- (13) 市章、市花、市木及び市花木に関すること。
- (14) 外部監査に関すること。
- (15) 局に係る重要施策の企画、調整及び進行管理に関すること。
- (16) 局に係る危機管理に関すること。
- (17) 局に係る職員の人事及び組織に関すること。
- (18) 局に係る予算及び決算に関すること。
- (19) 局に係る人材の育成に関すること。
- (20) 局内の連絡調整及び局内他課の主管に属しないこと。

庁舎管理課

- (1) 本庁(本庁舎、保健福祉会館及び分庁舎をいう。以下同じ。)及び北区役所庁舎 の維持管理に関すること。
- (2) 本庁、北区役所庁舎及びほっとプラザ大供の保守営繕に関すること。
- (3) 本庁及び北区役所庁舎の秩序維持に関すること。
- (4) 本庁及び北区役所庁舎の電話に関すること。
- (5) 構内駐車場,保健福祉会館駐車場及び分庁舎駐車場に関すること。
- (6) 貯金事務センター跡地の管理及び活用に関すること。
- (7) 軽四公用自動車の借入れに関すること。
- (8) 本庁及び北区役所の軽四公用自動車の管理に関すること。

- (9) 公用自動車の損害保険に関すること。
- (10) 車両管理システムの運用に関すること。
- (11) 軽四公用車の適正配置に関すること。
- (12) 本庁及び北区役所の共用自転車の管理に関すること。
- (13) 本庁及び北区役所の公用車の駐車場及び駐輪場に関すること。
- (14) 文書の収受及び発送に関すること。
- (15) 新庁舎の開庁準備(施設整備を除く。)に関すること。

新广舎整備課

- (1) 新庁舎及びこれに付随する施設の整備に関すること。
- (2) 新庁舎の周辺施設整備に関すること。

行政執行谪正化推進課

- (1) 公正な行政執行の推進並びに法令遵守体制の確立に係る企画及び総合調整に関すること。
- (2) 不当要求行為等に対する対策に係る総合調整及び対応支援に関すること。
- (3) 岡山市行政執行適正化推進委員会及び部会に関すること。
- (4) 適正な行政執行についての職員からの相談に関すること。
- (5) 行政執行適正化に係る職員研修に関すること。
- (6) 公益通報者保護制度に関すること。
- (7) 岡山市警察部その他の関係機関及び団体との連絡調整に関すること(生活安全課 の主管に属するものを除く。)。
- (8) 他の課の主管に属しない危機事項の総合調整に関すること。

行政事務管理課

- (1) 公印の統括管理に関すること。
- (2) 文書事務の指導、統制及び進行管理に関すること。
- (3) 文書管理システムに関すること。
- (4) 文書の引継ぎ、保存及び廃棄に関すること。
- (5) 番号制度運用の総合調整,進捗管理及び担当部署の支援に関すること。
- (6) 個人番号カードの普及及び利活用に関すること。

- (7) 内部統制に関すること。
- (8) 外郭団体等の設置,運営等に係る総合調整に関すること。
- (9) 行政調査に関すること。
- (10) 文書の印刷に関すること。
- (11) 浄書印刷に関すること。
- (12) その他行政事務の管理に関すること。

情報公開室

- (1) 情報公開及び個人情報保護制度の調整に関すること。
- (2) 行政資料に関すること。
- (3) 情報公開の推進に関すること。
- (4) 岡山市行政不服・情報公開・個人情報保護審査会に関すること。

人事部

人事課

組織企画係

- (1) 職員の人事管理制度に関すること。
- (2) 職員の人事評価制度に関すること。
- (3) 職員の定員管理に関すること。
- (4) 人事関係調査に関すること。
- (5) 職員の人材育成制度に関すること。
- (6) 機構及び事務分掌に関すること。

人事係

- (1) 職員の配置に関すること。
- (2) 職員の任免に関すること。
- (3) 職員の人事評価制度の実施に関すること。
- (4) 職員の初任給,昇給及び退職手当の決定に関すること。
- (5) 職員の分限,懲戒及び服務に関すること。
- (6) 職員の表彰に関すること。
- (7) 職員の試験及び選考に関すること。

- (8) 職員の公務災害認定請求に関すること。
- (9) 岡山県公安委員会の委員の推薦に関すること。
- (10) 職員の市外旅行命令の基準に関すること。
- (11) 課内他係の主管に属しないこと。

人材育成室

- (1) 職員研修計画の策定及び職員研修の調査研究に関すること。
- (2) 職員研修の実施に関すること。
- (3) 職員研修運営協議会に関すること。
- (4) 自治大学校等の地方公務員高度研修機関への研修派遣に関すること。
- (5) 他団体等への研修派遣及び研修支援に関すること。
- (6) 人材育成に関すること。
- (7) ほっとプラザ大供の維持管理に関すること。

給与課

労務係

- (1) 職員の勤務時間その他勤務条件の基準に関すること。
- (2) 職員団体及び職員の労働組合に関すること。
- (3) 労務管理に関する企画、立案調査及び研究に関すること。
- (4) その他労務管理に関すること。
- (5) 課内他係の主管に属しないこと。 給与係
- (1) 職員の給与の基準に関すること。
- (2) 職員の給与の支給に関すること。
- (3) その他給与に関すること。
- (4) 職員の児童手当に関すること。
- (5) 職員の財形貯蓄に関すること。 厚生係
- (1) 職員の福利厚生に関すること。
- (2) 被服の貸与に関すること。

- (3) 厚友会に関すること。
- (4) 岡山県市町村職員共済組合に関すること。
- (5) 公立学校共済組合に関すること。
- (6) 職員の退隠料及び退職年金に関すること。

職員健康管理係

- (1) 職員の健康管理に関すること。
- (2) 職員の安全衛生に関すること。
- (3) 職員の公務災害補償に関すること。
- (4) 厚友会の補助金に関すること。

財政局

財務部

財政課

- (1) 財政の健全な運営の推進に関すること。
- (2) 予算編成事務の総括に関すること。
- (3) 予算編成並びに執行の調整及び調査に関すること。
- (4) 起債に関すること。
- (5) 一時借入金に関すること。
- (6) 各種財政統計に関すること。
- (7) 財政調査に関すること。
- (8) 財政計画に関すること。
- (9) 財政事情及び財政状況の公表に関すること。
- (10) 地方交付税に関すること。
- (11) 主要な施策の成果に関する説明書に関すること。
- (12) 宝くじに関すること。
- (13) 局に係る重要施策の企画、調整及び進行管理に関すること。
- (14) 局に係る危機管理に関すること。
- (15) 局に係る政策法務の局内調整及び総務法制企画課との連絡調整に関すること。
- (16) 局に係る職員の人事及び組織に関すること。

- (17) 局に係る予算及び決算に関すること。
- (18) 局に係る人材の育成に関すること。
- (19) 局内の連絡調整及び局内他課の主管に属しないこと。

債権対策室

- (1) 債権の適正管理及び債権管理条例に関すること。
- (2) 債権管理事務(収納課及び料金課の所管事務を除く。)に係る総合調整に関すること。

財産活用マネジメント推進課

- (1) 公有財産管理の全庁統括及び総合調整に関すること。
- (2) 公有財産の活用等についての全庁統括及び総合調整に関すること。
- (3) 公共施設等マネジメント推進の全庁統括及び総合調整並びに調査・研究に関すること。
- (4) 広告事業に関すること。
- (5) 固定資産台帳調整の全庁統括に関すること。
- (6) 市有建物等の損害保険に関すること。
- (7) 公有財産管理委員会に関すること。
- (8) 土地開発基金の運用に関すること。
- (9) 岡山市土地開発公社に関すること。
- (10) 地価公示等の普及に関すること。
- (11) 公の施設の管理運営及び指定管理者制度の全庁統括に関すること。
- (12) 財産区の事務の全庁統括に関すること。

契約課

管理係

- (1) 競争入札参加者の資格審査及び管理に関すること。
- (2) 競争入札参加資格等審査委員会の運営に関すること。
- (3) 課内他係の主管に属しないこと。

指導係

(1) 契約制度の企画立案に関すること。

- (2) 契約事務の指導及び調整に関すること。
- (3) 委託(工事関連委託(測量,建築関係建設コンサルタント,土木関係建設コンサルタント,地質調査及び補償関係コンサルタントをいう。以下同じ。)を除く。), 役務,使用及び賃借に係る契約事務の指導に関すること。
- (4) 適正契約等推進会議に関すること。
- (5) 契約事務改善検討委員会に関すること。
- (6) 苦情調査会に関すること。
- (7) 入札外部審議委員会に関すること。
- (8) 業者の表彰に関すること。
- (9) 契約公報に関すること。

物品契約係

- (1) 物品及び複合機(複写機)賃借(以下「物品等」という。)の競争入札参加者の 資格確認に関すること。
- (2) 物品等の入札(見積り)参加者の決定及び通知に関すること。
- (3) 物品等の入札(見積り)及び契約締結に関すること。
- (4) 不用品の売払いに関すること。

工事契約係

- (1) 建設工事(修繕工事を含む。)及び工事関連委託(以下「建設工事等」という。) の競争入札参加者の資格確認に関すること。
- (2) 建設工事等の入札(見積り)参加者の決定及び通知に関すること。
- (3) 建設工事等の入札(見積り)及び契約締結に関すること。

監理検査課

- (1) 建設事業に係る技術的な事務及び調整に関すること。
- (2) 公共工事の技術、品質等の向上に関すること。
- (3) 土木工事積算等の歩掛改定並びに電算処理等の管理及び運用に関すること。
- (4) 委託及び工事の設計審査に関すること。
- (5) 公共工事のコスト縮減等に関すること。
- (6) 会計実地検査の総合調整に関すること。

- (7) 技術職員の研修等に関すること。
- (8) 工事の検査に関すること。

税務部

税制課

- (1) 税務行政の企画及び総合調整に関すること。
- (2) 税制度の調査、研究及び広報に関すること。
- (3) 税務関係の条例等の統括に関すること。
- (4) 税務関係の歳入予算事務に関すること。
- (5) 固定資産評価審査委員会に関すること。
- (6) 税務関係の各種協議会に関すること。
- (7) 地方譲与税, 県税交付金及び国有提供施設等所在市町村助成交付金に関すること。
- (8) 税務関係課、料金課及び各区市税事務所の相互応援に関すること。
- (9) 税務事務及び料金事務の連絡調整に関すること。
- (10) ふるさと納税の相談及び採納に関すること。

課税管理課

市民税企画係及び市民税特別徴収係

- (1) 個人市民税の賦課事務の企画及び調整に関すること(市民税企画係に限る。)。
- (2) 個人市民税の特別徴収に関すること(市民税特別徴収係に限る。)。
- (3) 個人市民税の調定, 賦課, 脱税検査及び犯則取締りに関すること (調定は, 市民税企画係に限る。)。
- (4) 個人市民税の納期限の延長及び減免に関すること。
- (5) 個人市民税課税台帳の作成及び整理に関すること。
- (6) 個人市民税の所得調査に関すること。
- (7) 課内他係の主管に属しないこと(市民税企画係に限る。)。 諸税係
- (1) 法人市民税, 市たばこ税, 鉱産税, 入湯税及び事業所税(以下「諸税」という。) の調定, 賦課, 脱税検査及び犯則取締りに関すること。
- (2) 諸税の納期限の延長及び減免に関すること。

- (3) 諸税及び軽自動車税(種別割)の課税台帳の作成及び整理に関すること。
- (4) 軽自動車税(種別割)の賦課事務の企画、調整及び調定に関すること。
- (5) 軽自動車税(環境性能割)の賦課事務の企画及び調整に関すること。 資産税企画係
- (1) 固定資産税及び都市計画税に係る施策の企画及び調整に関すること。
- (2) 固定資産税及び都市計画税の賦課に関する各区市税事務所間の連絡調整に関すること。
- (3) 土地及び家屋に係る評価事務の調整に関すること。
- (4) 土地及び家屋に係る評価調書及び概要調書の作成に関すること。
- (5) 国有資産等所在市町村交付金に関すること。
- (6) 補填金の予算管理に関すること。
- (7) 特別土地保有税に関すること。
- (8) 固定資産税及び都市計画税の名寄帳の作成及び整備に関すること。
- (9) 固定資産税及び都市計画税の調定に関すること。

償却資産係

- (1) 償却資産の調査及び評価に関すること。
- (2) 償却資産に係る固定資産税の調定,賦課,脱税検査及び犯則取締りに関すること。
- (3) 償却資産に係る台帳等の作成、整備及び閲覧に関すること。
- (4) 償却資産に係る固定資産税の納期限の延長及び減免に関すること。
- (5) 償却資産に係る評価調書及び概要調書の作成に関すること。

収納課

企画調整係

- (1) 市税の徴収及び収納事務の企画調整に関すること。
- (2) 徴収及び収納事務に関する情報収集及び分析に関すること。
- (3) 差押物件の換価に関すること。
- (4) 納税の広報に関すること。
- (5) 電算事務の調整に関すること。
- (6) 研修の計画に関すること。

- (7) 郵便発送に関すること。
- (8) 課内他係の主管に属しないこと。

収納整理係

- (1) 市税の収入整理に関すること。
- (2) 市税に係る税外徴収金の調定及び収入整理に関すること。
- (3) 市税の口座振替に関すること。
- (4) 過誤納金の還付又は充当に関すること。
- (5) 督促に関すること。
- (6) 納税貯蓄組合に関すること。

滞納対策係

- (1) 市税滞納整理事務の進行管理・指導に関すること。
- (2) 滞納整理事務の研修の計画及び実施に関すること。
- (3) 滞納整理事務の調査・照会に関すること。
- (4) 催告に関すること。
- (5) 窓口業務の管理運営に関すること。
- (6) 徴収の嘱託及び受託に関すること。
- (7) 証券類の整理保管に関すること。

滞納整理第1係,滞納整理第2係,滞納整理第3係及び滞納整理第4係

- (1) 納税の相談等に関すること。
- (2) 滞納整理及び滞納処分に関すること。
- (3) 滞納整理に係る財産等調査に関すること。
- (4) 捜索に関すること。
- (5) 滞納処分の執行停止に関すること。
- (6) 納期限の繰上げに関すること。

特別滯納整理係

- (1) 納税の相談等に関すること。
- (2) 滞納整理及び滞納処分に関すること。
- (3) 滞納整理に係る財産等調査に関すること。

- (4) 捜索に関すること。
- (5) 公売に関すること。
- (6) 滞納処分の執行停止に関すること。
- (7) 納期限の繰上げに関すること。

料金課

企画調整係

- (1) 徴収及び収納事務の企画調整に関すること。
- (2) 徴収及び収納事務に関する情報収集及び分析に関すること。
- (3) 電算事務の調整に関すること。
- (4) 納付の広報に関すること。
- (5) 徴収の嘱託及び受託に関すること。
- (6) 証券類の整理保管に関すること。
- (7) 差押物件の換価に関すること。
- (8) 研修の計画に関すること。
- (9) 市税に関する滞納整理部門との統合に係る企画、調整及び整備に関すること。
- (10) 課内他係の主管に属しないこと。

滞納整理第1係, 滞納整理第2係及び滞納対策係

- (1) 保険料等(国民健康保険料,国民健康保険に係る一部負担金その他徴収金,後期高齢者医療保険料,介護保険料,介護保険に係るその他徴収金,保育料,認定こども園利用料,下水道事業負担金及び農業集落排水事業分担金をいう。以下この項及び次項において同じ。)の納付の督励に関すること。
- (2) 滞納処分に係る相続関係、不動産、債権等その他調査に関すること。
- (3) 保険料等及び保険料等に係る付帯金の滞納整理及び滞納処分に関すること。
- (4) 捜索に関すること。
- (5) 公売に関すること。
- (6) 滞納処分の執行停止に関すること。
- (7) 窓口業務の管理運営に関すること。
- (8) その他滞納整理に関すること。

収納係

- (1) 保険料等に係る付帯金の調定並びに保険料等及び保険料等に係る付帯金の収入整理に関すること。
- (2) 過誤納金の還付又は充当に関すること。
- (3) 督促状の発付に関すること。
- (4) 口座振替に関すること。

市税事務所(北区市税事務所,中区市税事務所,東区市税事務所及び南区市税事務所をいう。)

管理係

- (1) 岡山県市町村税務協会からの軽自動車税(種別割)に係る課税資料の収集に関すること(北区市税事務所に限る。)。
- (2) 軽自動車税(種別割)の賦課,脱税検査及び犯則取締りに関すること。
- (3) 軽自動車税(種別割)の納期限の延長及び減免に関すること。
- (4) 原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付に関すること。
- (5) 市税に係る諸証明に関すること。
- (6) 市税及び市税に係る税外徴収金の収納に関すること(北区市税事務所を除く。次 号において同じ。)。
- (7) 保険料等(国民健康保険料,国民健康保険に係る一部負担金その他徴収金,後期高齢者医療保険料,介護保険料,介護保険に係るその他徴収金,保育料,認定こども園利用料,下水道事業負担金及び農業集落排水事業分担金をいう。)の収納に関すること。
- (8) 証明手数料等の収入金の収納に関すること。
- (9) 所内他係の主管に属しないこと。

市民税係(北区市税事務所においては、市民税第1係及び市民税第2係とする。)

- (1) 普通徴収に係る個人市民税の賦課並びに所管区域内に係る脱税検査及び犯則取締りに関すること。
- (2) 所管区域内における普通徴収に係る個人市民税の納期限の延長及び減免に関すること。

- (3) 所管区域内における普通徴収に係る個人市民税の課税台帳の作成及び整理に関すること。
- (4) 所管区域内における個人市民税の所得調査に関すること。
- (5) 特別徴収に係る個人市民税の賦課に伴う整理及び点検に関すること。 資産税土地係
- (1) 所管区域内における土地及び家屋に係る固定資産税及び都市計画税の賦課の調整に関すること。
- (2) 所管区域内における土地に係る固定資産税及び都市計画税の賦課に関すること。
- (3) 所管区域内における土地及び家屋に係る固定資産税及び都市計画税の納期限の延長及び減免に関すること。
- (4) 所管区域内における土地の調査及び評価に関すること。
- (5) 所管区域内における土地に係る台帳等の作成及び整備並びに閲覧及び縦覧に関すること。
- (6) 所管区域内における土地評価に必要な諸資料の作成及び整備に関すること。
- (7) 所管区域内における固定資産税及び都市計画税の名寄帳作成及び整備に関すること。
- (8) 所管区域内における固定資産税及び都市計画税の納税管理人に関すること。
- (9) 所管区域内における固定資産税及び都市計画税の過誤納金補填金に関すること。
- (10) その他所管区域内における固定資産に関すること。
 - 資産税家屋係(北区市税事務所においては、資産税家屋第1係及び資産税家屋第2 係とする。)
- (1) 所管区域内における家屋評価事務の調整に関すること(北区市税事務所資産税家 屋第1係に限る。)。
- (2) 所管区域内における家屋に係る固定資産税及び都市計画税の賦課に関すること。
- (3) 所管区域内における家屋に係る固定資産税及び都市計画税の減免に関すること。
- (4) 所管区域内における家屋の調査及び評価に関すること。
- (5) 所管区域内における家屋に係る台帳等の作成及び整備並びに閲覧及び縦覧に関すること。

- (6) 所管区域内における家屋評価に必要な諸資料の作成及び整備に関すること。
- (7) 所管区域内における固定資産税及び都市計画税の過誤納金補填金に関すること。 市民協働局

市民協働部

市民協働企画総務課

- (1) 町内会及び自治会に関すること。
- (2) 電子町内会等市民情報化の推進に関すること。
- (3) 町内会の法人化に関すること。
- (4) 町内会集会所新築・修繕等補助金に関すること。
- (5) 町内会備品の補助金に関すること。
- (6) 地域活性化ハード事業に関すること。
- (7) 岡山市民の日に関すること。
- (8) 局に係る重要施策の企画、調整及び進行管理に関すること。
- (9) 局に係る危機管理に関すること。
- (10) 局に係る政策法務の局内調整及び総務法制企画課との連絡調整に関すること。
- (11) 局に係る職員の人事及び組織に関すること。
- (12) 局に係る予算及び決算に関すること。
- (13) 局に係る人材の育成に関すること。
- (14) 局内の連絡調整及び局内他課の主管に属しないこと。

市民活動支援室

- (1) 地域活動支援及び地域協働の推進に関すること。
- (2) コミュニティハウス等に関すること。
- (3) 市民協働の推進に関すること。
- (4) 協働のまちづくり秋山基金の活用及び運用に関すること。
- (5) ボランティア、NPO等による市民活動の促進及び調整に関すること。
- (6) 特定非営利活動促進法に関すること。

おかやまぐらし推進室

(1) 移住・定住を支援していくための全庁的な視点からの総合調整に関すること。

(2) 移住支援事業に関すること。

SDGs · ESD推進課

- (1) 岡山地域におけるSDGs・ESDの推進及び国内外の地域とのSDGs・ESDに係る交流・ 連携に関すること。
- (2) SDGs・ESD関連事業の取りまとめ・調整に関すること。
- (3) その他SDGs・ESDの推進に関し必要となる事項に関すること。

国際課

- (1) 国際事業に係る総合調整に関すること。
- (2) 国際交流事業に関すること。
- (3) 多文化共生社会推進に関すること。
- (4) 岡山市国際交流協議会に関すること。
- (5) 自治体国際化協会に関すること。
- (6) 友好交流サロンの運営に関すること。
- (7) 市民に係る国際化の総合的推進に関すること。
- (8) 岡山市国際交流基金積立に関すること。

人権推進課

人権啓発係

- (1) 人権施策の総合調整に関すること。
- (2) 人権関係団体及び同和関係団体の連絡調整に関すること。
- (3) 人権擁護委員に関すること。
- (4) 人権問題の啓発に関すること。
- (5) 福祉交流プラザに関すること。
- (6) 人権啓発センター及び渋染一揆資料館に関すること。
- (7) 課内他係の主管に属しないこと。

事業調整係

- (1) 同和問題の解決に係る施策の連絡調整に関すること。
- (2) 住宅新築資金等貸付金の償還に関すること。
- (3) 所管施設等の維持管理に関すること。

女性が輝くまちづくり推進課

- (1) 女性が輝くまちづくりの推進及び男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的企画、調整及び実施に関すること。
- (2) 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画の策定,進行管理及び評価に関すること。
- (3) 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する計画の策定,進行管理及び評価に関すること。
- (4) 女性が輝くまちづくりの推進及び男女共同参画社会の形成の促進のための啓発事業に関すること。
- (5) 女性が輝くまちづくりの推進及び男女共同参画社会の形成の促進に係る関係団体との連絡調整に関すること。
- (6) 男女共同参画社会推進センターに関すること。
- (7) 男女共同参画相談支援センターに関すること。
- (8) 男女共同参画専門委員会に関すること。

市民生活部

区政推進課

- (1) 区政推進の企画及び区役所業務の区・本庁間の総合調整に関すること。
- (2) 市民サービス拠点の総合調整に関すること。
- (3) 戸籍,住民基本台帳,印鑑登録,外国人の在留関連事務等に係る事務の統括に関すること。
- (4) 自衛官募集の総括に関すること。
- (5) 住居表示整備事業に関すること。
- (6) 新築家屋等住居番号設定に関すること。
- (7) 町(字)界,町(字)名及び地番整理(他課の主管に関するものを除く。)に関すること。
- (8) 町名保存事業に関すること。

生活安全課

墓地 · 斎場係

- (1) 市営墓地の管理に関すること。
- (2) 墓地、納骨堂及び火葬場の経営の許可等に関すること。
- (3) 墓地及び埋火葬に関する計画、統計及び調査に関すること。
- (4) 無縁墓地の整理に関すること。
- (5) 共同墓地整備補助金に関すること。
- (6) 市営斎場の管理運営に関すること。

維持係

- (1) 市営墓地の維持及び修繕に関すること。
- (2) 市営墓地の整備に関すること。
- (3) 共同墓地整備補助金に係る審査等に関すること。
- (4) 市営斎場の維持、修繕及び整備に関すること。

消費生活センター

- (1) 消費生活の啓発に関すること。
- (2) 消費生活の講師派遣に関すること。
- (3) 消費者教育の担い手育成に関すること。
- (4) 消費生活団体育成に関すること。
- (5) 消費生活の相談処理に関すること。
- (6) 表示の適正化に関すること。
- (7) 消費生活用商品及び役務提供事業者の適正化に関すること。
- (8) 消費生活相談情報システムに関すること。
- (9) 消費生活情報に関する連絡調整に関すること。
- (10) 計量の立入検査に関すること。
- (11) 計量意識の啓発及び計量の指導に関すること。
- (12) 指定定期検査機関の指導に関すること。
- (13) 関係計量行政機関等との連絡調整に関すること。
- (14) 課内他係の主管に属しないこと。

交通安全防犯室

(1) 交通安全意識の普及及び高揚並びに交通安全活動の推進に関すること。

- (2) 交通安全活動についての関係機関との連絡調整に関すること。
- (3) 交通事故相談に関すること。
- (4) 交通遺児の調査、援護及び寄付金に関すること。
- (5) 地域防犯に関すること。
- (6) 防犯灯の設置補助及び維持管理の総括に関すること。
- (7) 防犯カメラの設置支援の総括に関すること。
- (8) 特殊詐欺等被害対策に関すること。
- (9) 暴力追放運動等に関すること。
- (10) 犯罪被害者等支援に関すること。
- (11) 岡山市警察部との連絡調整に関すること(交通安全・防犯分野に限る。)。

スポーツ文化局

スポーツ文化部

スポーツ振興課

- (1) スポーツ推進の計画に関すること。
- (2) スポーツ推進審議会に関すること。
- (3) スポーツ推進委員に関すること。
- (4) 生涯スポーツの推進に関すること。
- (5) 競技スポーツの推進に関すること。
- (6) スポーツ団体に関すること。
- (7) 大規模スポーツ大会の誘致及び開催に関すること。
- (8) トップアスリートとの交流促進に関すること。
- (9) スポーツコンベンションに関すること。
- (10) ホストタウン事業に関すること。
- (11) トップチームの支援に関すること。
- (12) スポーツ施設に関すること。
- (13) 学校体育施設の開放に関すること。
- (14) 学校部活動(運動部)の地域展開に関すること。
- (15) 局に係る重要施策の企画、調整及び進行管理に関すること。

- (16) 局に係る危機管理に関すること。
- (17) 局に係る政策法務の局内調整及び総務法制企画課との連絡調整に関すること。
- (18) 局に係る職員の人事及び組織に関すること。
- (19) 局に係る予算及び決算に関すること。
- (20) 局に係る人材の育成に関すること。
- (21) 局内の連絡調整及び局内他課の主管に属しないこと。

文化振興課

- (1) 文化政策の企画及び総合調整に関すること。
- (2) 文化振興に関すること。
- (3) 岡山シンフォニーホールの管理運営に関すること。
- (4) 岡山芸術創造劇場の管理運営に関すること。
- (5) 灘崎文化センターの管理運営に関すること。
- (6) 建部町文化センターの管理運営に関すること。
- (7) 御津ふれあいプラザの予算及び決算の総括に関すること。
- (8) 旧岡山市民会館の管理に関すること。
- (9) 旧福祉文化会館の管理に関すること。
- (10) 所管外郭団体の指導及び助言に関すること。
- (11) 学校部活動(文化部)の地域展開に関すること。

岡山シティミュージアム

- (1) ミュージアムの予算及び入館料その他の収入事務等の経理及び経営に関すること。
- (2) 施設及び設備の維持管理に関すること。
- (3) 展覧会の開催に関すること。
- (4) 資料の収集、保存、貸出及び調査研究に関すること。
- (5) 学校教育との連携に関すること。
- (6) その他展示及び学芸に関する専門的事項に関すること。

保健福祉局

保健福祉部

保健福祉企画総務課

- (1) 保健福祉政策の企画及び総合調整(医療との連携を含む。)に関すること。
- (2) 保健, 医療及び福祉の連携のための調査研究に関すること。
- (3) 地域共生社会の推進に関すること。
- (4) 地域福祉基金に関すること。
- (5) くらしやすい福祉のまちづくり条例の推進に関すること。
- (6) 瀬戸町健康福祉の館の予算及び決算の総括に関すること。
- (7) 福祉避難所に関すること。
- (8) 局に係る重要施策の企画、調整及び進行管理に関すること。
- (9) 局に係る危機管理に関すること。
- (10) 局に係る政策法務の局内調整及び総務法制企画課との連絡調整に関すること。
- (11) 局に係る職員の人事及び組織に関すること。
- (12) 局に係る予算及び決算に関すること。
- (13) 局に係る人材の育成に関すること。
- (14) 局内の連絡調整及び局内他課の主管に属しないこと。

医療政策推進課

- (1) 岡山市域の医療政策の推進に関すること。
- (2) 保健・医療・福祉の連携機能の企画立案及び総合調整に関すること。
- (3) 地方独立行政法人岡山市立総合医療センターに関すること。
- (4) 救急医療対策に関すること。
- (5) 国立病院機構岡山市立金川病院に関すること。
- (6) 岡山市久米南町組合立国民健康保険福渡病院に関すること。
- (7) 認知症に係る医療・介護連携に関すること。

地域ケア総合推進センター

- (1) 保健・医療・福祉の連携に係る事業の実施に関すること。
- (2) 総合相談・情報提供に関すること。
- (3) 地域包括支援センターの活動支援及び認知症地域医療多職種連携支援に関すること。

医療福祉戦略室

- (1) 医療・福祉を強みとするまちづくりに向けた関係団体との調整及び構想の策定に関すること。
- (2) 医療・福祉分野における大学との連携の拡大による研究・教育機能の強化に関すること。
- (3) 総合特区及び保健・医療・福祉分野に係る規制緩和に関すること。
- (4) 跡地利用の検討に関すること。

監查指導課

- (1) 社会福祉法人、社会福祉施設及び社会福祉連携推進法人に対する指導監督及び指導監督の総括に関すること。
- (2) 社会福祉法人設立認可及び社会福祉施設整備等審査会に関すること。
- (3) 社会福祉連携推進法人の認定に関すること。

福祉援護課

管理係

- (1) 岡山市ふれあい公社及び岡山市ふれあい公社基金に関すること。
- (2) 福祉統計の総括に関すること。
- (3) 岡山市社会福祉協議会に関すること。
- (4) 成年後見制度に関すること。
- (5) 福祉関係課事務の連絡調整に関すること。
- (6) 課内他係の主管に属しないこと。

福祉係

- (1) 社会福祉関係の法によらない援護に関すること。
- (2) 戦傷病者、戦没者遺族及び外地引揚者の援護に関すること。
- (3) 平和祈念に関すること。
- (4) 中国残留邦人等の支援に関すること。
- (5) 災害援助の処理及び災害見舞金の総合調整に関すること。
- (6) 民生委員及び児童委員に関すること。
- (7) 日赤活動資金募集に関すること。
- (8) 行旅病人及び行旅死亡人の取扱いの総括に関すること。

- (9) 社会を明るくする運動岡山市推進委員会及び岡山いのちの電話事業補助金に関すること。
- (10) 再犯防止推進に関すること。
- (11) 社会福祉審議会(身体障害者福祉専門分科会を除く。)に関すること。

国保年金課

管理•年金係

- (1) 国民健康保険及び国民年金事務の企画運営に関すること。
- (2) 国民健康保険運営協議会に関すること。
- (3) 国民年金被保険者資格得喪等の届書等の審査及び送付に関すること。
- (4) 国民年金付加保険料の申出書及び届書の審査及び送付に関すること。
- (5) 国民年金保険料免除,納付猶予及び学生納付特例の申請書の審査及び送付に関すること。
- (6) 国民年金被保険者の情報に関すること。
- (7) 国民年金の給付に関する請求書等の審査及び送付に関すること。
- (8) 老齢福祉年金諸届の審査及び送付に関すること。
- (9) 特別障害給付金請求書等の審査及び送付に関すること。
- (10) 課内他係の主管に属しないこと。

国保係

- (1) 国民健康保険制度に関する総括調整に関すること。
- (2) 国民健康保険システムに係る総括調整に関すること。
- (3) 国民健康保険料の適正賦課(資格の適正化を含む。)に関すること。
- (4) 国民健康保険台帳の管理に関すること。
- (5) 国民健康保険料の賦課及び調定に関すること。
- (6) 国民健康保険料の減免に関すること。
- (7) 国民健康保険料収納率向上対策に関すること。

資格給付係

- (1) 国民健康保険被保険者の資格の取得及び喪失の認定及び審査に関すること。
- (2) 国民健康保険資格確認書等の交付に関すること。

- (3) 療養の給付に関すること。
- (4) 療養費,高額療養費,出産育児一時金,葬祭費及びその他保険給付に関すること。
- (5) 限度額適用・標準負担額減額認定証に関すること。
- (6) 一部負担金その他徴収金の賦課,調定及び収納に関すること。
- (7) 一部負担金の徴収の猶予及び減免に関すること。

レセプト・保健係

- (1) 国民健康保険に係る保健事業の総括調整に関すること。
- (2) 国民健康保険に係る特定健診及び特定保健指導の総括に関すること。
- (3) 国民健康保険に係る医療費適正化対策に関すること。
- (4) 国民健康保険団体連合会との連絡に関すること。
- (5) 診療報酬及び調剤報酬に関すること。
- (6) 保険医療機関及び保険薬局との連絡に関すること。
- (7) 第三者行為に基づく損害賠償の求償に関すること。
- (8) 医療費通知に関すること。
- (9) 診療報酬明細書の開示に関すること。

医療助成課

長寿医療係

- (1) 岡山県後期高齢者医療広域連合との連絡調整に関すること(健診事業を含む。)。
- (2) 後期高齢者医療特別会計に関すること。
- (3) 区役所及び福祉事務所との連絡調整に関すること。
- (4) 被保険者の資格管理に関すること。
- (5) 資格確認書等の交付に関すること。
- (6) 保険料の賦課,調定及び収納に関すること。
- (7) 保険料の減免等相談に関すること。
- (8) 保険料の特別徴収に関すること。
- (9) 保険料収納率向上対策に関すること。
- (10) 被保険者の医療給付を行うための手続に関すること。
- (11) 後期高齢者医療システムに関すること。

(12) 課内他係の主管に属しないこと。

医療助成係

(1) 心身障害者医療費,ひとり親家庭等医療費及び子ども医療費の助成に関すること。 高齢福祉部

地域包括ケア推進課

- (1) 地域包括ケアシステム構築に向けた企画、総括及び調整に関すること。
- (2) 地域包括支援センターに関すること。
- (3) 高齢者虐待の防止等に関すること。
- (4) 生活支援体制整備事業に関すること。
- (5) 介護予防・日常生活支援総合事業の企画(各事業に係るものを除く。),総括及 び調整に関すること。
- (6) 介護予防に関すること。
- (7) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に係る総括及び調整に関すること。
- (8) 高齢者の生きがい対策に関すること。
- (9) 岡山市シルバー人材センターに関すること。
- (10) 終活支援に関すること。
- (11) ユニバーサルデザイン・共生社会の推進に関すること。

高齢者福祉課

在宅支援係

- (1) 高齢者の在宅福祉及び認知症高齢者に係る施策の企画及び啓発に関すること。
- (2) 在宅要援護高齢者及び介護者の支援対策に関すること。
- (3) 敬老事業に関すること。
- (4) 老人クラブ及び老人クラブ連合会の指導育成等に関すること。
- (5) 高齢者の在宅福祉に関する福祉事務所等関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) 地域包括ケアシステムの構築に関すること。
- (7) 認知症高齢者及び介護者の支援対策に関すること (医療及び保健に係るものを除く。)。
- (8) 高齢者の見守りに関する啓発・企画に関すること。

- (9) 老人居宅生活支援事業の開始等に関すること。
- (10) その他高齢者の在宅福祉に関すること。

施設福祉係

- (1) 高齢者の施設福祉に係る施策の企画及び啓発に関すること。
- (2) 老人福祉施設の設置等に関すること。
- (3) 老人福祉施設の指導監督に関すること。
- (4) 社会福祉法人の設立、定款の変更、解散の認可等に関すること。
- (5) 社会福祉法人の指導監督に関すること。
- (6) 民間老人福祉施設の整備に関すること。
- (7) 老人保護措置費及び費用徴収に関すること。
- (8) 軽費老人ホーム事務費に関すること。
- (9) 老人憩の家の管理運営に関すること。
- (10) 市立養護老人ホーム及び平井サンホームに関すること。
- (11) 高齢者の施設福祉に関する福祉事務所等関係機関との連絡調整に関すること。
- (12) その他高齢者の施設福祉に関すること。
- (13) 有料老人ホームの設置等に関すること。
- (14) 有料老人ホームの指導監督に関すること。
- (15) 課内他係の主管に属しないこと。

介護保険課

管理係

- (1) 介護保険事業の企画調査に関すること。
- (2) 介護保険費特別会計に関すること。
- (3) 介護保険事業計画の作成及び進行管理に関すること。
- (4) 介護給付適正化に関すること。
- (5) 地域包括ケアシステムの構築に関すること。
- (6) 認定審査会の設置及び審査の公平性の維持に関すること。
- (7) 不服申立てに関すること。
- (8) 区役所及び福祉事務所との連絡調整に関すること。

- (9) 介護保険事業の広報に関すること。
- (10) 介護保険システム(課内他係の主管に属するものを除く。)に関すること。
- (11) 要介護認定調査に関すること。
- (12) 課内他係の主管に属しないこと。

資格給付係

- (1) 被保険者の資格管理に関すること。
- (2) 被保険者証の交付に関すること。
- (3) 保険給付に関すること。
- (4) 介護保険システム(資格給付業務に関するものに限る。)に関すること。
- (5) 低所得者対策に関すること。
- (6) 被保険者の負担割合に関すること。
- (7) 介護予防・日常生活支援総合事業に関すること。 保険料係
- (1) 保険料その他徴収金の賦課,調定及び収納に関すること。
- (2) 保険料の減免に関すること。
- (3) 保険料の特別徴収に関すること。
- (4) 保険料収納率向上対策に関すること。
- (5) 介護保険システム(介護保険料業務に関するものに限る。)に関すること。

事業者指導課

通所事業者係

- (1) 居宅サービス事業者(通所介護及び通所リハビリテーションに限る。)の指定及び指導監督に関すること。
- (2) 介護予防サービス事業者(介護予防通所介護及び介護予防通所リハビリテーションに限る。)の指定及び指導監督に関すること。
- (3) 地域密着型サービス事業者(地域密着型通所介護,認知症対応型通所介護,小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護に限る。)の指定及び指導監督に関すること。
- (4) 地域密着型介護予防サービス事業者(介護予防認知症対応型通所介護及び介護予

防小規模多機能型居宅介護に限る。) の指定及び指導監督に関すること。

- (5) 介護予防・日常生活支援事業者(介護予防通所サービス及び生活支援通所サービスに限る。)の指定及び指導監督に関すること。
- (6) 認知症介護研修事業等に関すること。
- (7) 高齢者虐待に係る地域包括ケア推進課又は高齢者福祉課との連絡調整に関すること。
- (8) 地域包括ケアシステムの構築に関すること。
- (9) 地域密着型サービス事業者及び地域密着型介護予防サービス事業者に関すること (指定及び指導監督に関することを除く。)。
- (10) 課内他係の主管に属しないこと。 訪問居宅事業者係
- (1) 居宅サービス事業者(訪問介護,訪問入浴介護,訪問看護,訪問リハビリテーション,居宅療養管理指導,福祉用具貸与及び特定福祉用具販売に限る。)の指定及び指導監督に関すること。
- (2) 介護予防サービス事業者(介護予防訪問介護,介護予防訪問入浴介護,介護予防訪問看護,介護予防訪問リハビリテーション,介護予防居宅療養管理指導,介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売に限る。)の指定及び指導監督に関すること。
- (3) 地域密着型サービス事業者(定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び夜間対応型訪問介護に限る。)の指定及び指導監督に関すること。
- (4) 居宅介護支援事業者の指定及び指導監督に関すること。
- (5) 介護予防支援事業者の指定及び指導監督に関すること。
- (6) 介護予防ケアマネジメント実施事業者の指導監督に関すること。
- (7) 介護予防・日常生活支援事業者(介護予防訪問サービス及び生活支援訪問サービスに限る。)の指定及び指導監督に関すること。
- (8) 居宅サービス事業者,介護予防サービス事業者,居宅介護支援事業者,介護予防支援事業者,介護予防ケアマネジメント実施事業者及び介護予防・日常生活支援事業者に関すること(指定及び指導監督に関することを除く。)。

施設係

- (1) 介護老人福祉施設及び地域密着型介護老人福祉施設の指定及び指導監督に関すること。
- (2) 介護老人保健施設の許可及び指導監督に関すること。
- (3) 介護医療院の許可及び指導監督に関すること。
- (4) 居宅サービス事業者(短期入所生活介護,短期入所療養介護及び特定施設入居者 生活介護に限る。)の指定及び指導監督に関すること。
- (5) 介護予防サービス事業者(介護予防短期入所生活介護,介護予防短期入所療養介護及び介護予防特定施設入居者生活介護に限る。)の指定及び指導監督に関すること。
- (6) 地域密着型サービス事業者(認知症対応型共同生活介護及び地域密着型特定施設 入居者生活介護に限る。)の指定及び指導監督に関すること。
- (7) 地域密着型介護予防サービス事業者(介護予防認知症対応型共同生活介護に限る。)の指定及び指導監督に関すること。
- (8) 施設サービス事業者に関すること(指定及び指導監督に関することを除く。)。 障害事業者係
- (1) 障害福祉サービス事業者,障害者支援施設及び相談支援事業者並びに障害児通所支援事業者,障害児入所施設及び障害児相談支援事業者の指定に関すること。
- (2) 障害福祉サービス事業者,障害者支援施設及び相談支援事業者並びに障害児通所 支援事業者,障害児入所施設及び障害児相談支援事業者の指導監督に関すること。

障害·生活福祉部

障害福祉課

管理係

- (1) 障害者(児)福祉に係る施策に関すること。
- (2) 障害者(児)福祉計画の企画立案に関すること。
- (3) 障害者(児)の福祉施設の整備に関すること。
- (4) 障害者総合支援審査会に関すること。
- (5) 介護給付費及び訓練等給付費等に関すること。
- (6) 地域相談支援給付費,計画相談支援給付費等に関すること。

- (7) 自立支援医療に関すること。
- (8) 障害児通所給付費等に関すること。
- (9) 障害児入所給付費等に関すること。
- (10) 障害児相談支援給付費等に関すること。
- (11) 地域生活支援事業の企画立案に関すること。
- (12) 社会福祉法人の認可等に関すること。
- (13) 社会福祉法人,事業者及び障害者福祉施設の指導監督に関すること。
- (14) 身体障害者及び知的障害者相談員に関すること。
- (15) 福祉事務所との連絡調整に関すること。
- (16) 福祉有償運送に関すること。
- (17) 障害者更生相談所との連携に関すること。
- (18) 課内他係の主管に属しないこと。

福祉係

- (1) ユニバーサルデザイン・共生社会の推進に関すること。
- (2) 障害者福祉の啓発及び行事に関すること。
- (3) 障害を理由とする差別の解消の推進に関すること。
- (4) 障害者虐待防止に関すること。
- (5) 地域生活支援事業の実施に関すること。
- (6) 特別障害者手当,児童福祉年金等に関すること。
- (7) 心身障害者保険扶養制度に関すること。
- (8) 心身障害者扶養共済制度に関すること。
- (9) 関係諸団体の指導育成及び連絡調整に関すること。
- (10) 介護給付費等を除く在宅障害者の福祉サービスに関すること。
- (11) 補装具費の給付に関すること。
- (12) 障害者(児)の社会参加の促進及び助成事業に関すること。
- (13) 障害者スポーツの振興に関すること。
- (14) 全国障害者スポーツ大会に関すること。
- (15) 障害者体育センターに関すること。

- (16) 岡山市障害者自立支援協議会に関すること。
- (17) その他障害者の福祉に係る事業の実施に関すること。

就労・自立支援係

- (1) 障害者の就労支援に関すること。
- (2) 障害者優先調達推進法に関すること。
- (3) 福祉の店に関すること。

障害者更生相談所

身体障害係

- (1) 身体障害者に関する専門的知識及び技術を要する相談及び指導に関すること。
- (2) 身体障害者の医学的,心理学的及び職能的判定に関すること。
- (3) 補装具の処方、適合判定及び支給についての意見に関すること。
- (4) 介護給付費及び訓練等給付費の支給決定についての意見及び関係者からの意見聴取に関すること。
- (5) 自立支援医療(更生医療)の支給認定についての意見に関すること。
- (6) 身体障害者手帳の交付に関すること。
- (7) 身体障害者手帳の診断書作成医師の指定及び審査に関すること。
- (8) 指定自立支援医療機関(精神通院医療に係るものを除く。)の指定に関すること。
- (9) 関係機関との連絡調整に関すること。
- (10) ほっとパーキングおかやま駐車場利用証の交付に関すること。

知的障害係

- (1) 知的障害者に関する専門的知識及び技術を要する相談及び指導に関すること。
- (2) 18歳以上の知的障害者の医学的、心理学的及び職能的判定に関すること。
- (3) 介護給付費及び訓練等給付費の支給決定についての意見及び関係者からの意見聴取に関すること。
- (4) 療育手帳の交付に関すること。
- (5) 関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) ほっとパーキングおかやま駐車場利用証の交付に関すること。

生活保護・自立支援課

自立支援係

- (1) 福祉総合システムの運用管理に関すること。
- (2) 福祉事務所との連絡調整に関すること。
- (3) 福祉事務所の予算経理に関すること(生活保護に関することを除く。)。
- (4) 生活保護受給者の就労支援等に関すること。
- (5) 要保護世帯向け不動産担保型生活資金貸付事業補助金(原資)に関すること。
- (6) 浮浪者に対する旅費等の支給に関すること。
- (7) 生活困窮者の自立支援に関すること。
- (8) 課内他係の主管に属しないこと。

医療扶助適正化係

- (1) 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく医療機関及び介護機関の指定,指 導等に関すること。
- (2) 生活保護法医療・介護扶助適正化事務に関すること(中国残留邦人等支援法医療・ 介護支援給付に関する適正化事務を含む。)。
- (3) 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく予算経理に関すること(医療・介護に関することに限る。)。
- (4) 生活保護受給者に対する健康増進指導に関すること。
- (5) 生活保護法に基づく生活保護施行事務監査に関すること。
- (6) レセプト管理システムの運用管理に関すること。

保護係

- (1) 生活保護法に関する事務の統括に関すること。
- (2) 生活保護法に基づく生活保護施行事務監査に関すること。
- (3) 生活保護法に基づく施設の設置、認可及び指導に関すること。
- (4) 中国残留邦人等支援法に基づく支援給付の総括に関すること。
- (5) 生活保護法に基づく予算経理に関すること(医療・介護に関することを除く。)。
- (6) 生活保護適正実施推進に関すること。
- (7) 不正受給防止対策に関すること。
- (8) 生活保護システム運用管理に関すること。

健康衛生部

保健管理課

管理·予防係

- (1) 保健衛生行政の企画立案に関すること。
- (2) 審議会、協議会等の運営に関すること。
- (3) 保健関係課事務の連絡調整に関すること。
- (4) 保健医療関係団体等との連絡調整に関すること。
- (5) 国及び県補助金、県交付金等に関すること。
- (6) 全国衛生部長会等に関すること。
- (7) 各種統計調査の総括に関すること。
- (8) 保健所に関すること。
- (9) こころの健康センターに関すること。
- (10) 上水道以外の飲用水供給に関すること。
- (11) 岡山市御津保健福祉ステーションの管理に関すること。
- (12) 母子保健事業の総括に関すること。
- (13) 歯科保健事業の総括に関すること。
- (14) 精神保健事業の総括に関すること。
- (15) 精神科病院における虐待通報に関すること。
- (16) 精神保健指定医及び指定病院の指定に関すること。
- (17) 指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定に関すること。
- (18) 精神科病院の実地指導及び実地審査に関すること。
- (19) 難病対策事業の総括に関すること。
- (20) 小児慢性特定疾病指定医及び指定医療機関の指定に関すること。
- (21) 難病指定医及び指定医療機関の指定に関すること。
- (22) 感染症対策事業の総括に関すること。
- (23) 結核対策事業の総括に関すること。
- (24) 予防接種事業の総括に関すること。
- (25) 献血推進事業に関すること。

- (26) 健康危機管理(自然災害を含む。)に関すること。
- (27) その他対人保健事業の総括に関すること。
- (28) 課内他係の主管に属しないこと。

生活衛生係

- (1) 生活衛生関係行政の企画立案に関すること。
- (2) 空き地に係る雑草の除去事業の総括に関すること。
- (3) 食品衛生業務の総括に関すること。
- (4) 食鳥検査業務の総括に関すること。
- (5) と畜場の許可等に関すること。
- (6) 化製場等の総括に関すること。
- (7) 狂犬病予防業務の総括に関すること。
- (8) 動物の愛護及び管理の総括に関すること。
- (9) 環境衛生業務の総括に関すること。
- (10) 食肉衛生検査所に関すること。
- (11) 地区衛生組織に関すること。
- (12) 生活衛生関係団体等との連絡調整に関すること。
- (13) 公衆浴場整備補助金に関すること。
- (14) 薬事業務の総括に関すること。
- (15) 毒物及び劇物の取締業務の総括に関すること。
- (16) 防疫業務に関すること。
- (17) 健康危機管理(自然災害を含む。)に関すること。 健康寿命延伸室
- (1) 健康寿命の延伸に関すること。
- (2) 健康増進及び栄養事業の総括に関すること。

こころの健康センター

総務係

- (1) こころの健康センターの運営に関すること。
- (2) 精神医療審査会の運営に関すること。

- (3) 精神障害者保健福祉手帳の判定及び発行に関すること。
- (4) 自立支援医療(精神通院医療)の支給認定及び受給者証の発行に関すること。
- (5) 精神科病院の実地指導及び実地審査の連携に関すること。
- (6) 医事会計、診療報酬の請求に関すること。
- (7) 所内他係の主管に属しないこと。

支援係

- (1) 精神保健福祉施策の企画立案に関すること。
- (2) 複雑困難事例に関する精神保健福祉相談に関すること。
- (3) 精神保健福祉関係諸機関への技術指導及び技術援助,人材育成支援等に関すること。
- (4) 精神保健福祉ネットワークの体制整備に関すること。
- (5) 精神障害者の退院支援及び社会復帰対策に関すること。
- (6) 児童思春期精神保健対策に関すること。
- (7) ひきこもり対策に関すること。
- (8) 依存症対策に関すること。
- (9) 自殺対策に関すること。
- (10) 精神保健福祉の普及啓発及び調査研究に関すること。
- (11) 診療に関すること。
- (12) 各種審議会に関すること。
- (13) 認知症の医療相談に関すること。
- (14) 医療観察法に関すること。
- (15) 犯罪及び災害被害者等のメンタルヘルスに関すること。

食肉衛生検査所

疾病検査係

(1) 疾病検査に関すること。

監視指導係

(1) 監視指導に関すること。

岡山っ子育成局

子育て支援部

こども企画総務課

- (1) 少子化対策(子育て環境の整備)に係る施策の調査研究,企画及び調整に関すること。
- (2) こども基本法に基づくこども計画の調整に関すること。
- (3) 次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の調整に関すること。
- (4) 子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画の調整に関すること。
- (5) 子ども・子育て会議に関すること。
- (6) 児童福祉審議会に関すること。
- (7) 局に係る重要施策等の企画,調整及び進行管理に関すること。
- (8) 局に係る危機管理に関すること。
- (9) 局に係る政策法務の局内調整及び総務法制企画課との連絡調整に関すること。
- (10) 局に係る職員の人事及び組織に関すること。
- (11) 局に係る予算及び決算に関すること。
- (12) 局に係る人材の育成に関すること。
- (13) 局内の連絡調整及び局内他課の主管に属しないこと。

地域子育て支援課

放課後児童対策係

- (1) 放課後児童健全育成事業に関すること。
- (2) 総合的な放課後子ども対策の推進に関すること。

子育て支援係

- (1) 児童福祉(心身障害児福祉及び保育所に係る児童の福祉を除く。)及び地域における子育て支援に係る施策に関すること。
- (2) 児童館及び児童センターに関すること。
- (3) 地域子育て支援拠点事業に関すること。
- (4) 仕事と家庭の両立支援事業の実施に関すること。
- (5) 子育て応援に係る情報発信に関すること。
- (6) 子育て支援に関すること。

青少年育成係

- (1) 子ども・若者育成支援推進法に基づく市町村子ども・若者計画の調整に関すること。
- (2) 社会教育法に基づく青少年育成に関すること。
- (3) 社会教育法に基づく青少年団体に関すること。
- (4) 青少年問題協議会に関すること。
- (5) 施設の整備・運営に関すること。
- (6) 補導活動に関すること。
- (7) 相談活動に関すること。
- (8) 関係機関及び団体等との連絡調整に関すること。
- (9) その他青少年の健全育成及び非行防止に必要な事項に関すること。
- (10) 教育振興基本計画に関すること。

こども福祉課

社会的養育推進係

- (1) 子どもの虐待防止に関すること。
- (2) 要保護児童対策に関すること。
- (3) こども家庭センターに関すること。
- (4) 児童養護施設等の小規模化,地域分散化,多機能化等の推進に関すること。
- (5) 仁愛館に関すること。
- (6) 善隣館に関すること。
- (7) 母子生活支援施設及び助産施設への支弁等に関すること。
- (8) 児童自立支援施設の委託に関すること。
- (9) 児童養護施設等への措置費の支弁に関すること。
- (10) 児童養護施設等への助成に関すること。
- (11) 社会福祉法人等の設立,定款の変更,解散の認可等に関すること。
- (12) 児童福祉関係の施設、社会福祉法人等への指導監督等に関すること。
- (13) こども総合相談所の指導等に関すること。
- (14) 子育て短期支援事業に関すること。

- (15) ハーグ条約に関すること。
- (16) 福祉事務所との連絡調整に関すること。
- (17) 年賀寄付金の配分事業に関すること。 子育て給付係
- (1) 児童手当に関すること。
- (2) 児童扶養手当に関すること。
- (3) 遺児激励金に関すること。
- (4) 災害遺児教育年金に関すること。
- (5) 福祉事務所との連絡調整に関すること。
- (6) 課内他係の主管に属しないこと。

こども家庭福祉係

- (1) 母子福祉資金及び父子福祉資金並びに寡婦福祉資金の貸付けに関すること。
- (2) 母子家庭,寡婦家庭及び父子家庭の福祉に関すること。
- (3) 子どもの貧困対策に関すること。
- (4) 奨学金及び入学一時金に関すること。
- (5) 福祉事務所との連絡調整に関すること。

発達障害者支援センター

- (1) 発達障害に係る施策の企画立案に関すること。
- (2) 発達障害者支援センターの運営に関すること。
- (3) 発達障害者支援地域協議会に関すること。
- (4) 発達障害の普及啓発及び研修に関すること。
- (5) 発達障害者及びその家族等に対する専門的な相談及び助言に関すること。
- (6) 発達障害者に対する専門的な発達支援及び就労支援に関すること。
- (7) 保健,福祉,教育,医療,就労等に関する業務を行う関係機関及び民間団体(以下「関係機関等」という。)に対する発達障害に係る専門的な相談及び助言に関すること。
- (8) 関係機関等との連絡及び調整に関すること。

保育·幼児教育部

保育·幼児教育課

- (1) 保育・幼児教育施策の総合調整に関すること。
- (2) 関係団体等との調整に関すること。
- (3) 私立保育所、私立地域型保育事業及び私立認定こども園の育成に関すること。
- (4) 社会福祉法人の定款の変更、解散の認可等に関すること。
- (5) 乳児等通園支援事業の認可・廃止等に関すること。
- (6) 児童福祉法及び認定こども園法に基づく保育所、地域型保育事業、乳児等通園支援事業及び認定こども園の指導監査・指導監督に関すること。
- (7) 社会福祉法人の指導監督に関すること。
- (8) 子どものための教育・保育給付費の支給に関すること。
- (9) 子育てのための施設等利用給付費の支給に関すること。
- (10) 地域子ども・子育て支援事業の助成等に関すること。
- (11) 私立特定教育・保育施設等の助成等に関すること。
- (12) 病児保育事業に関すること。
- (13) 認可外保育施設の助成・指導監督に関すること。
- (14) 保育士確保に関すること。
- (15) 就学前教育・保育の職員の育成に関すること。(市立の保育所,幼稚園及び認定こども園に限る事項を除く。以下この項において同じ。)
- (16) 就学前教育・保育計画及び教育・保育活動に関すること。
- (17) 障害児保育,特別支援教育及び医療的ケア児の保育・教育に関すること。
- (18) 保育所、幼稚園及び認定こども園の児童の虐待防止に関すること。
- (19) 保育所養成校の申請に関すること。
- (20) 幼稚園教諭免許及び保育士資格に関すること。
- (21) 給食及び食育の推進に関すること。
- (22) 保育所、幼稚園及び認定こども園における児童の健康管理、安全の確保に関すること。

こども園推進課

(1) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に関すること。

- (2) 業務管理体制の整備等に関すること。
- (3) 子ども・子育て支援事業に関すること。
- (4) 公私連携幼保連携型認定こども園に関すること。
- (5) 市立認定こども園の用地及び建物等に係る取得及び処分に関すること。
- (6) 市立認定こども園の用地造成に係る測量,調査設計及び起債に関すること。
- (7) 市立認定こども園の建築計画に関すること。
- (8) 市立保育園・幼稚園・認定こども園の設置・廃止手続に関すること。
- (9) 市立幼稚園・保育園の最適化に基づく整備計画(耐震化を含む。)に関すること。
- (10) 市立幼稚園・保育園の統廃合及び民営化に関すること。
- (11) 私立保育所、私立認定こども園及び地域型保育事業の設置に関すること。
- (12) 社会福祉法人の設立認可に関すること。
- (13) 私立幼稚園の認定こども園への移行に関すること。
- (14) 認可外保育施設の認可保育所への移行に関すること。

就園管理課

管理係

- (1) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の利用者負担額に関すること。
- (2) 岡山市子ども・子育て支援システム等に関すること。
- (3) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の利用者支援及び情報提供に関すること。
- (4) 課内他係の主管に属しないこと。
- (5) 保育料及び認定こども園利用料の調定及び収納に関すること。
- (6) 授業料等の調定及び収納に関すること。
- (7) 保育料,授業料及び認定こども園利用料等の収納率向上に関すること。
- (8) 子育てのための施設等利用費等の支給に関すること。
- (9) 乳児等通園支援事業の利用認定に関すること。

支援係

(1) 子どものための教育・保育給付認定及び子育てのための施設等利用給付認定等に関すること。

- (2) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育利用者の利用調整及び決定並びに情報提供に関すること。
- (3) 福祉事務所との連絡調整に関すること。

幼保運営課

管理係

- (1) 市立の保育所及び認定こども園の職員等に関すること。
- (2) 市立の保育所、幼稚園及び認定こども園の嘱託医、園医等に関すること。
- (3) 市立の保育所及び認定こども園の給食費(副食費)の債権管理に関すること。
- (4) 市立の保育所、幼稚園及び認定こども園の保育・幼児教育に係る事務の連絡調整に関すること。
- (5) 課内他係の主管に属しないこと。

財務係

- (1) 市立の保育所、幼稚園及び認定こども園の施設等に関すること。
- (2) 市立の保育所及び認定こども園の給食費(副食費)の徴収に関すること。 指導係
- (1) 市立の保育所、幼稚園及び認定こども園の就学前教育・保育の職員の育成に関すること。
- (2) 市立の保育所、幼稚園及び認定こども園の就学前教育・保育計画及び保育・教育活動に関すること。
- (3) 市立の保育所、幼稚園及び認定こども園の障害児保育、特別支援教育及び医療的ケア児の保育・教育に関すること。
- (4) 市立の保育所、幼稚園及び認定こども園の保育所、幼稚園及び認定こども園の児童の虐待防止に関すること。
- (5) 保育士養成施設及び幼稚園教員養成機関の実習に関すること。
- (6) 市立の保育所、幼稚園及び認定こども園の職員の幼稚園教諭免許及び保育士資格に関すること。
- (7) 就学前保育・教育研究団体の指導育成に関すること。
- (8) 市立の保育所、幼稚園及び認定こども園に係る各種団体との連絡調整に関するこ

と。

- (9) 市立の保育所、幼稚園及び認定こども園の給食及び食育の推進に関すること。
- (10) 市立の保育所,幼稚園及び認定こども園における児童の健康管理,安全の確保 に関すること。

環境局

環境部

環境企画総務課

- (1) 労務管理に関すること。
- (2) 循環型社会形成のための企画立案及び総合調整に関すること。
- (3) 局に係る重要施策の企画、調整及び進行管理に関すること。
- (4) 局に係る危機管理に関すること。
- (5) 局に係る政策法務の局内調整及び総務法制企画課との連絡調整に関すること。
- (6) 局に係る職員の人事及び組織に関すること。
- (7) 局に係る予算及び決算に関すること。
- (8) 局に係る人材の育成に関すること。
- (9) 局内の連絡調整及び局内他課の主管に属しないこと。

環境保全課

自然保護係

- (1) 生物多様性の保全に係る総合的な企画及び調整に関すること。
- (2) 野生生物の保護に関すること。
- (3) 地域主体による生物多様性の保全に関すること。
- (4) 自然公園に関すること。
- (5) 自主的な環境保全活動の推進に関すること。
- (6) 環境学習に関すること。
- (7) 環境影響評価に関すること。
- (8) 各種開発の環境保全に係る事前指導、調整等に関すること。
- (9) 環境基本計画の推進に関すること。
- (10) 課内他係の主管に属しないこと。

大気騒音係

- (1) 大気汚染, 騒音, 振動, 悪臭等の防止に係る総合的な企画及び調整に関すること。
- (2) 大気汚染, 騒音, 振動, 悪臭等の防止に係る規制, 監視, 指導及び苦情処理に関すること。
- (3) 大気環境中の未規制有害物質の監視及び指導に関すること。
- (4) 自動車公害防止対策に関すること。
- (5) 特定工場における公害防止組織の整備に関すること。
- (6) 第1種指定化学物質の排出量等の届出受理等に関すること。
- (7) 大気汚染の常時監視に関すること。
- (8) 光化学オキシダント等環境情報の発令,解除及び夏期対策に関すること。
- (9) 環境保全協定等(大気関連業務)の締結・指導に関すること。 水質土壌係
- (1) 水質汚濁防止,土壌汚染対策,地下水汚染防止に係る総合的な企画及び調整に関すること。
- (2) 水質汚濁防止に関すること。
- (3) 土壌汚染対策及び地下水汚染防止に関すること。
- (4) 水及び土壌環境中の化学物質の監視及び指導に関すること。
- (5) 児島湖環境整備に関すること。
- (6) 公害対策審議会に関すること。
- (7) 環境保全協定等(水質関連業務)の締結・指導に関すること。

浄化槽対策室

- (1) 浄化槽保守点検業者の登録,指導及び監督に関すること。
- (2) 浄化槽管理者に対する浄化槽の保守点検及び清掃の指導並びに監督に関すること。
- (3) 合併処理浄化槽設置届等の受付に関すること。
- (4) 合併処理浄化槽設置整備事業補助金に関すること。

ゼロカーボン推進課

- (1) ゼロカーボン社会の実現に向けた総合的な企画及び調整に関すること。
- (2) ゼロカーボン社会の実現に向けた事業の推進に関すること。

- (3) 市の脱炭素に向けた取組に関すること。
- (4) 事業所等の自主的な環境保全活動の推進に関すること。

産業廃棄物対策課

規制係

- (1) 産業廃棄物行政の企画及び調整に関すること。
- (2) 産業廃棄物の不法投棄防止対策に関すること。
- (3) 使用済自動車の再資源化等に関すること。
- (4) PCB廃棄物の処理に関すること。
- (5) BDF事業の普及啓発に関すること。
- (6) 多量排出事業者の産業廃棄物処理計画及び実施報告書に関すること。
- (7) 課内他係の主管に属しないこと。

監理係

- (1) 産業廃棄物処理施設の設置許可に関すること。
- (2) 産業廃棄物処理施設に係る指導及び監督に関すること。
- (3) 産業廃棄物収集運搬業の許可に関すること。
- (4) 産業廃棄物処分業の許可に関すること。
- (5) 産業廃棄物処理業者の指導及び監督に関すること。
- (6) 排出事業者による事業場外保管の届出に関すること。
- (7) 産業廃棄物の不適正処理の監視及び指導に関すること。

環境事業課

- (1) 美しく快適なまちづくり推進員等への清掃資材の配布に関すること。
- (2) じんかい収集の受付に関すること。
- (3) し尿収集の受付に関すること。
- (4) 家庭ごみ有料化に伴う減免並びに支援制度の受付及び処理に関すること。
- (5) ごみステーション及び回収拠点の排出指導に関すること。
- (6) ごみステーションの不法投棄の処理に関すること。
- (7) ごみの不法投棄の通報の受付に関すること。
- (8) 町内清掃に関すること。

- (9) ごみステーションの新規設置及び変更に関すること。
- (10) ごみの適正処理の普及啓発に関すること。
- (11) ごみの適正処理に関すること。
- (12) ふれあい収集に関すること。
- (13) 家庭ごみ収集委託業者の指導及び監督に関すること。
- (14) ごみの適正処理対策各種補助金及び交付金並びに資源回収報奨金の交付に関すること。
- (15) へい死した犬・猫等の死体処理に関すること。

管理係

- (1) し尿及び浄化槽汚泥処理並びにごみ収集に係る予算,決算等の調整に関すること。
- (2) 第1事業所, 野殿事業所, 当新田事業所, 岡南事業所及び西大寺事業所の予算等の取りまとめに関すること。
- (3) 粗大ごみ手数料その他収入金の徴収及び収入整理に関すること。
- (4) 粗大ごみ受付システムに関すること。
- (5) ごみ収集等の委託,調査及び統計に関すること。
- (6) 家庭ごみ有料化事務に関すること。
- (7) 地区衛生組織に関すること。
- (8) 課内他係の主管に属しないこと。

事業係

- (1) し尿及び浄化槽汚泥処理事業の基本計画、調査、統計その他総括的取りまとめに関すること。
- (2) し尿収集の受付に関すること。
- (3) し尿処理手数料その他収入金の徴収及び収入整理に関すること。
- (4) し尿及び浄化槽汚泥処理業並びに浄化槽清掃業の許可及び処分並びに業者の指導に関すること。
- (5) し尿収集区域の調整及び決定に関すること。
- (6) その他し尿及び浄化槽汚泥処理事業に係る指導調整に関すること。
- (7) ごみ処理業の許可及び処分並びに業者の指導に関すること。

- (8) ごみ処理施設の設置に係る許可、指導及び監督に関すること。
- (9) ごみの適正処理の普及啓発に関すること。
- (10) 家庭ごみの適正処理に関すること。
- (11) ごみの適正処理対策各種補助金及び交付金並びに資源回収報奨金の各制度に関すること。
- (12) 事業系一般廃棄物の適正処理に関すること。
- (13) 不法投棄に関すること。
- (14) 放置車両の処理に関すること。

安全指導係

- (1) 各事業所の清掃車両等の整備に関すること。
- (2) 安全運転の研修、指導等に関すること。
- (3) 労働安全の研修,指導等に関すること。
- (4) 交通事故の現場立会及び調査に関すること。

資源循環推進室

- (1) ごみの減量化及び資源化対策の推進に関すること。
- (2) 循環型社会形成推進基本法及び関係法令の運用に関すること。
- (3) 一般廃棄物処理基本計画の策定及び進行管理に関すること。
- (4) 環境美化及び清掃活動の促進及び啓発に関すること。
- (5) 岡山県適正処理困難指定廃棄物対策協議会に関すること。
- (6) 岡山市エコ技術研究会に関すること。
- (7) 事業系一般廃棄物減量化・資源化推進協議会に関すること。
- (8) 岡山市事業系ごみ減量化・資源化推進優良事業者表彰制度に関すること。

第1事業所

管理係

- (1) 事業所内施設の維持管理に関すること。
- (2) 第1事業所所管の公衆便所の維持管理に関すること。
- (3) 当新田浄化センターの運営及び維持管理に関すること。
- (4) 所内他係の主管に属しないこと。

指導係

- (1) し尿収集処理の申込みに関すること。
- (2) し尿業者の指導及び監督に関すること。
- (3) し尿の不法投棄の取締り及び処理に関すること。
- (4) 第1事業所所管区域を除くし尿の収集,運搬及び処理手数料についての苦情処理 に関すること。
- (5) し尿処理手数料の減免措置に関すること。
- (6) し尿及び浄化槽汚泥の受入調整,投入量の確認及び統計に関すること。 業務係
- (1) 第1事業所所管区域のし尿収集,運搬及び作業計画に関すること。
- (2) 第1事業所所管区域のし尿収集,運搬及び処理手数料についての苦情処理に関すること。
- (3) 清掃車両等の管理に関すること。
- (4) し尿収集手数料に関すること。

野殿事業所, 当新田事業所及び岡南事業所 管理係

- (1) 事業所内施設の維持管理に関すること。
- (2) ごみ処理手数料の徴収及び収入整理に関すること。
- (3) 所内他係の主管に属しないこと。

業務係

- (1) ごみ(粗大ごみを除く。)及び資源化物の収集,運搬及び作業計画に関すること。
- (2) ごみ(粗大ごみを除く。)及び資源化物の収集の申込み及び苦情処理に関すること。
- (3) ごみ及び資源化物の不適正排出物の排出指導及び啓発並びに処理に関すること。
- (4) 家庭ごみの適正処理に関すること。
- (5) ごみゼロ啓発活動(環境教育)に関すること。
- (6) ごみステーションの新規設置及び変更に関すること。
- (7) 清掃車両等の管理に関すること。

(8) へい死した犬・猫等の死体処理に関すること。

西大寺事業所

管理係

- (1) 事業所内施設の維持管理に関すること。
- (2) ごみ処理手数料の徴収及び収入整理に関すること。
- (3) し尿処理手数料の徴収及び収入整理に関すること。
- (4) し尿処理手数料の減免措置に関すること。
- (5) 西大寺事業所所管の公衆便所の維持管理に関すること。
- (6) 犬島浄化センターの維持管理に関すること。
- (7) し尿処理の統計に関すること。
- (8) 所内他係の主管に属しないこと。

業務係

- (1) し尿処理手数料の徴収及び収入整理に関すること。
- (2) し尿, ごみ及び資源化物の収集, 運搬及び作業計画に関すること。
- (3) し尿, ごみ及び資源化物の収集の申込み及び苦情処理に関すること。
- (4) し尿,ごみ及び資源化物の不適正排出物の排出指導及び啓発並びに処理に関すること。
- (5) ごみ等処理の統計に関すること。
- (6) 家庭ごみの適正処理に関すること。
- (7) ごみゼロ啓発活動(環境教育)に関すること。
- (8) ごみステーションの新規設置及び変更に関すること。
- (9) 粗大ごみの戸別収集、運搬及び作業計画に関すること。
- (10) 清掃車両等の管理に関すること。
- (11) へい死した犬・猫等の死体処理に関すること。

環境施設部

環境施設課

管理係

(1) 一般廃棄物処理施設の維持管理の調整に関すること。

- (2) ごみ処理手数料その他収入金の収入整理等に関すること。
- (3) 各種申請事務に関すること。
- (4) 用地取得に関すること。
- (5) 苦情処理に関すること。
- (6) 産業廃棄物の受入れに関すること。
- (7) 埋立管理事務所及び環境センターに関すること。
- (8) 当新田健康増進施設及び東部健康増進施設の運営及び契約に関すること。
- (9) 西部リサイクルプラザの運営及び契約に関すること。
- (10) ごみ処理ネットワークシステムに関すること。
- (11) 環境施設関係課事務の連絡調整に関すること。
- (12) 課内他係の主管に属しないこと。

施設係

- (1) 一般廃棄物処理施設の建設計画及び整備計画に関すること。
- (2) 最終処分場跡地の利用計画に関すること。
- (3) 廃棄物の調査に関すること。
- (4) 当新田健康増進施設及び東部健康増進施設の維持管理及び契約に関すること。
- (5) 西部リサイクルプラザの維持管理及び契約に関すること。
- (6) 循環型社会形成推進交付金に関すること。
- (7) 国庫補助申請に関すること。
- (8) 一般廃棄物処理施設の維持管理及び指導に関すること。
- (9) 最終処分場跡地の整備及び維持管理に関すること。

山上埋立管理事務所

- (1) ごみの最終処分に関すること。
- (2) 処分場内施設の維持管理に関すること。
- (3) ごみ処理手数料の徴収に関すること。

可燃ごみ広域処理施設整備室

- (1) 可燃ごみ広域処理施設の整備に関すること。
- (2) 可燃ごみ広域処理施設北側用地の整備計画に関すること。

- (3) ごみの市外処理業務に関すること。
- (4) 岡南環境センターの閉鎖に関すること。
- (5) 循環型社会形成推進交付金に関すること。
- (6) 国庫補助申請に関すること。

東部クリーンセンター

管理係

- (1) 施設の運営委託業務の監理に関すること。
- (2) センター内施設の維持管理に関すること。
- (3) ごみの搬入調整及び諸統計に関すること。
- (4) センター内他係の主管に属しないこと。

業務係

- (1) ごみの受入れ指導に関すること。
- (2) ごみの受入れ計量に関すること。
- (3) ごみ処理手数料の徴収に関すること。
- (4) センター内施設の保全に関すること。

東部リサイクルプラザ

管理係

- (1) プラザの運営に関すること。
- (2) プラザ内施設の維持管理に関すること。
- (3) 資源化物等の搬入調整及び諸統計に関すること。
- (4) 使用料その他収入金の徴収に関すること。
- (5) プラザ内他係の主管に属しないこと。

業務係

- (1) 資源化物等の受入れ指導及び排出調整に関すること。
- (2) プラザ内運行車両の安全指導に関すること。
- (3) プラザ内プラットホーム及びストックヤードの保全に関すること。

当新田環境センター

管理係

- (1) 施設の運営委託業務の監理に関すること。
- (2) センター内施設の維持管理に関すること。
- (3) ごみの搬入調整及び諸統計に関すること。
- (4) センター内他係の主管に属しないこと。

業務係

- (1) ごみの受入れ計量に関すること。
- (2) ごみ処理手数料の徴収に関すること。
- (3) ごみの受入れ指導に関すること。
- (4) センター内施設の保全に関すること。

一宮浄化センター

- (1) 一宮浄化センターの施設運転に関すること。
- (2) 一宮浄化センターの維持管理及び修繕に関すること。
- (3) 一宮浄化センターの搬入受付に関すること。

産業観光局

商工部

経済企画総務課

- (1) 局に係る重要施策の企画、調整及び進行管理に関すること。
- (2) 局に係る危機管理に関すること。
- (3) 局に係る政策法務の局内調整及び総務法制企画課との連絡調整に関すること。
- (4) 局に係る職員の人事及び組織に関すること。
- (5) 局に係る予算及び決算に関すること。
- (6) 局に係る人材の育成に関すること。
- (7) 局内の連絡調整及び局内他課の主管に属しないこと。

産業振興課

経営支援係

- (1) 産業政策の総合調整,進行管理及び調査研究に関すること。
- (2) 中小企業振興に関する各種企画及び調査に関すること。
- (3) 中小企業の経営改善のための諸相談及び支援に関すること。

- (4) 中小企業向け融資に関すること。
- (5) 事業承継支援に関すること。
- (6) 商工会及び商工会議所に関すること。
- (7) その他中小企業の振興に関すること。

商業振興係

- (1) 商業に関する各種企画及び調査に関すること。
- (2) 商業振興のための催物及び行事に関すること。
- (3) 商店街・地域商業に関すること。
- (4) 大規模小売店舗の立地に関すること。
- (5) 岡山市商店会連合会に関すること。
- (6) その他商業振興に関すること。
- (7) 課内他係の主管に属しないこと。 ものづくり振興係
- (1) 工業等に関する各種企画及び調査に関すること。
- (2) ものづくり振興のための施策、各種講習会等の実施に関すること。
- (3) 岡山工業会その他の工業団体に関すること。
- (4) 産学官の連携に関すること。
- (5) 国際経済交流の推進に関すること。
- (6) その他工業振興に関すること。

企業立地推進係

- (1) 企業立地に関する各種企画及び調査に関すること。
- (2) 企業立地に関する情報収集及び誘致促進に関すること。
- (3) 流通業務地区内の施設建設等に係る証明等に関すること。
- (4) 市営工業団地等の立地企業及びその操業に関すること。
- (5) 工場立地法に基づく届出、勧告等に関すること。
- (6) 産業分野における地域未来投資促進法に関すること。

創業支援·雇用推進課

スタートアップ支援係

- (1) スタートアップに関する各種企画及び調査に関すること。
- (2) 新産業の振興に関すること。
- (3) 創業支援に関すること。
- (4) 課内他係の主管に属しないこと。

雇用推進係

- (1) 雇用施策の企画、調査、推進及び連絡調整に関すること。
- (2) 雇用・労働関係の官公署及び諸団体との連絡調整その他関係施策の推進に関すること。
- (3) 雇用対策及び就業支援に関する全体統括に関すること。
- (4) 勤労者施策の実施に関すること。
- (5) その他雇用・勤労者施策に関すること。

観光部

観光振興課

- (1) 観光施設の整備及び管理運営に関すること。
- (2) 全市的な観光関連施設の整備及び維持管理に関すること。
- (3) 観光の諸行事及び催物等の実施に関すること。
- (4) 所管外郭団体の指導及び助言に関すること。
- (5) 郷土特産品及び土産品に関すること。
- (6) 観光関連団体及び関係業界との連携に関すること。
- (7) 郷土芸能の保存・育成に関すること。
- (8) 郷土民踊の普及・育成に関すること。
- (9) 観光施策等の調査及び情報収集に関すること。
- (10) 自然公園内における観光施設の管理運営に関すること。
- (11) 烏城公園(石山公園部分を除く。)の管理運営に関すること。

プロモーション・MICE推進課

- (1) 国内外からの観光客誘致に向けた情報等の収集・プロモーションに関すること。
- (2) MICEの誘致、受入れ、情報収集等に関すること。
- (3) 広域観光連携に関すること。

(4) 日本遺産の活用に関すること。

農林水産部

農林水産課

生産流通係

- (1) クラインガルテン、市民農園等に関すること。
- (2) 農畜産物の生産及び流通の改善並びに販売促進の統括業務に関すること。
- (3) 農作物被害のとりまとめに関すること。
- (4) 環境保全型農業推進の統括業務に関すること。
- (5) 卸売市場の開設認定等に関すること。
- (6) 畜産振興及び畜産環境改善の統括業務に関すること。
- (7) 農林漁業金融に関すること。
- (8) 経営所得安定対策に関すること。

農政係

- (1) 農業振興地域整備計画及び農地の有効利用の統括に関すること。
- (2) 利用権の設定に関すること。
- (3) 中山間地域等直接支払の統括に関すること。
- (4) 多面的機能支払交付金事業の総括に関すること。

水産林政係

- (1) 海面漁業振興に関すること。
- (2) 内水面漁業振興に関すること。
- (3) 水産団体の指導及び育成に関すること。
- (4) 岡山県建設事業費市町村負担金に関すること。
- (5) 漁港及び漁港海岸保全施設整備事業のとりまとめに関すること。
- (6) 漁港施設(基本施設)及び漁港海岸保全施設災害のとりまとめ並びに国への報告 に関すること。
- (7) 漁業用及び共同利用施設災害のとりまとめ並びに県への報告に関すること。
- (8) 地産地消(水産物)推進の統括業務に関すること。
- (9) 森林に関する企画及び調査に関すること。

- (10) 林業及び林産物の生産の振興のとりまとめに関すること。
- (11) 森林整備計画に関すること。
- (12) 治山、林道及び山林緑化のとりまとめに関すること。
- (13) 市有林及び保安林のとりまとめに関すること。
- (14) 分収・造林に関すること。
- (15) 林業施設の管理のとりまとめに関すること。
- (16) 伐採及び伐採後の造林の届出のとりまとめに関すること。
- (17) 森林の土地の所有者届出の取りまとめに関すること。
- (18) 鳥獣保護のとりまとめに関すること。
- (19) 狩猟及び有害鳥獣対策のとりまとめに関すること。
- (20) 保安林内の立木伐採等のとりまとめに関すること。
- (21) 地すべり防止区域内における行為の許可等のとりまとめに関すること。
- (22) 森林経営管理事業に関すること。

地域農業企画 • 振興室

- (1) 農林水産振興施策の企画、調査及び総合調整に関すること。
- (2) 農産物のブランド化の推進に関すること。
- (3) 農産物の地産地消の推進に係る企画調整に関すること。
- (4) 6次産業化の推進に関すること。
- (5) 食農教育及び学童農業体験に関すること。
- (6) 農業公園及び農村集落活性化施設に関すること。
- (7) 農山漁村活性化に関すること。
- (8) 担い手の育成及び確保の企画調整に関すること。
- (9) 認定農業者の認定に関すること。
- (10) 農業団体の指導,運営及び育成に関すること。
- (11) 米・米粉消費拡大イベントに関すること。
- (12) 課内他係の主管に属しないこと。

農村整備課

(1) 農業農村整備事業及び維持管理事業の調整及び予算のとりまとめに関すること。

- (2) 土地改良区の運営支援の総合的な調整に関すること。
- (3) 土地改良区の監督に関すること。
- (4) 国営及び県営土地改良事業の負担金に関すること。
- (5) 土地改良事業資金の償還助成に関すること。
- (6) 国土調査に関すること。
- (7) 地籍調査の実施に関すること。
- (8) 地籍調査成果の閲覧及び管理に関すること。
- (9) 農業農村整備事業の広報に関すること。
- (10) 農業用施設管理の調整に関すること。
- (11) 国、県及び他市町村との協議に関すること。
- (12) 土地改良事業の事前評価に関すること。
- (13) 農業用施設及び農地の災害復旧に関するとりまとめに関すること。

都市整備局

都市·交通部

都市企画総務課

- (1) 岡山県建設事業の負担金に関すること。
- (2) 各種協議会等に関すること。
- (3) 市域図、都市計画図等の管理に関すること。
- (4) 局に係る重要施策の企画、調整及び進行管理に関すること。
- (5) 局に係る危機管理に関すること。
- (6) 局に係る政策法務の局内調整及び総務法制企画課との連絡調整に関すること。
- (7) 局に係る職員の人事及び組織に関すること。
- (8) 局に係る予算及び決算に関すること。
- (9) 局に係る人材の育成に関すること。
- (10) 局に係る国庫補助及び交付金に関すること。
- (11) 局内の連絡調整及び局内他課の主管に属しないこと。

都市計画課

計画係

- (1) 都市計画審議会に関すること。
- (2) 都市計画の総合調整に関すること。
- (3) 都市計画決定の事務に関すること。
- (4) 都市計画施設の計画及び調査に関すること。
- (5) 都市計画施設の区域内における建築等の制限,指導及び調整に関すること。
- (6) 都市計画情報等に関すること。
- (7) 市域図、都市計画図等の作成に関すること。
- (8) 都市再生整備計画事業の推進に関すること。
- (9) 課内他係の主管に属しないこと。

土地利用係

- (1) 都市計画の基礎調査に関すること。
- (2) 都市計画の基本構想及び土地利用に関すること。
- (3) 都市計画の区域,市街化区域及び市街化調整区域並びに地域地区に関すること。
- (4) 地区計画の計画、啓発及び届出に関すること。
- (5) まちづくり支援に関すること。
- (6) 東西中島地区の用地買収、地区整備計画等に関すること。
- (7) 公有地の拡大の推進に関する法律に基づく届出及び申出に関すること。 都市景観係
- (1) 都市景観に係る企画、啓発活動及び総合調整に関すること。
- (2) 風致地区条例に基づく建築等の許可に関すること。
- (3) 屋外広告物条例に基づく指導、許可、啓発活動等に関すること。
- (4) 景観計画及び景観まちづくりに関すること。

交通政策課

企画調整係

- (1) 公共交通の機能向上に係る企画、調整及び事業推進に関すること。
- (2) 公共交通の利便性向上及び利用促進に係る企画及び立案に関すること。
- (3) 課内他係の主管に属しないこと。

自転車政策係

- (1) 岡山市自転車活用推進計画の推進に関すること。
- (2) 市営の駐車場及び自転車等駐車場の総括に関すること。
- (3) 市営の駐車場及び自転車等駐車場に係る予算及び決算に関すること。
- (4) 次世代の超小型モビリティに関すること。

地域公共交通推進室

- (1) 交通に関する調査、計画策定及び施策推進に関すること。
- (2) 岡山市地域公共交通計画の推進に関すること。
- (3) 生活交通確保に係る企画,立案及び運行に関すること。

市街地整備課

計画 • 指導係

- (1) 都市整備方針の策定に関すること。
- (2) 個人,組合等で施行する土地区画整理事業の指導,技術援助及び認可事務に関すること。
- (3) 個人、組合等で施行する土地区画整理事業の施行区域内における建築物等の制限に関すること。
- (4) 市施行の土地区画整理事業の実施計画及び事業計画に関すること。
- (5) 市街地再開発事業及び優良建築物等整備事業の企画,計画及び調整に関すること。
- (6) 市街地再開発事業及び優良建築物等整備事業の初動期組織への指導及び助成に関すること。
- (7) 路外駐車場の設置等に関すること。
- (8) 建築物における駐車施設及び自転車駐車場の附置等に関すること。
- (9) 駅西地区にぎわい創出支援基金に関すること。

区画整理係

- (1) 市施行の土地区画整理事業施行中における保留地及び土地区画整理事業用地の処分並びに土地区画整理事業完了後における課所管財産の管理及び処分に関すること。
- (2) 市施行の土地区画整理事業に伴う清算金に関すること。
- (3) 市施行及び市長施行の土地区画整理事業に係る訴訟等に関すること。
- (4) 土地区画整理事業の土地区画整理審議会及び評価員会に関すること。

- (5) 市施行の土地区画整理事業に対する国庫補助金の申請等に関すること。
- (6) 市施行の土地区画整理事業の工事の設計,施工及び監督に関すること。
- (7) 市施行の土地区画整理事業施行中における保留地及び土地区画整理事業用地の管理に関すること。
- (8) その他工事に関すること。
- (9) 市施行の土地区画整理事業の建物及び工作物の移転,移設その他補償に関すること。
- (10) 市施行の土地区画整理事業の換地計画及び換地処分に関すること。
- (11) 市施行の土地区画整理事業の施行区域内における建築物等の制限に関すること。
- (12) 市施行の土地区画整理事業の権利調査及び代位登記に関すること。
- (13) 土地区画整理事業完了後の事業に関すること。
- (14) JR字野線連続立体交差事業関連用地に関すること。
- (15) 課内他係の主管に属しないこと。

都市再開発係

- (1) 市街地再開発事業及び優良建築物等整備事業の監督,指導及び検査等に関すること。
- (2) 市街地再開発事業の都市再開発法に基づく認可、承認及び許可等に関すること。
- (3) 市街地再開発事業及び優良建築物等整備事業の補助,国庫補助金の申請等に関すること。
- (4) 完了した再開発ビルの管理組織等への指導及び助言に関すること。
- (5) 市街地再開発事業等に伴う出資団体への監督及び指導等に関すること。
- (6) 中之町地下通路に関すること。

庭園都市推進課

事業推進係

- (1) 水と緑の快適な都市環境づくりに向けた緑化に関する調査、計画策定及び実施に当たっての各種調整に関すること。
- (2) 北長瀬未来ふれあい総合公園のパークPFIに関すること。
- (3) 緑の基本計画に関すること。

(4) 岡山城西の丸周辺広場の整備に関すること。

公園緑地係

- (1) 緑化推進のための企画及び総括に関すること。
- (2) 緑化美化功労者等の表彰に関すること。
- (3) 保存樹等の指定及び解除に関すること。
- (4) 公園遊園地等愛護委員会代表者連絡会議に関すること。
- (5) 岡山市公園協会の運営及び調整に関すること。
- (6) 公園緑地等に係る予算及び決算に関すること。
- (7) 公園緑地等の調査及び計画の立案に関すること。
- (8) 緑のリサイクルの計画に関すること。
- (9) 公園緑地等に係る国庫補助事業に関すること。
- (10) 公園施設の災害復旧の総括に関すること。
- (11) 公園緑地等の整備及び維持管理の総括に関すること。 街なかにぎわい推進室
- (1) 公園の利活用による街なかのまちづくり、賑わいづくりに関すること。
- (2) 中心市街地回遊性向上のための事業の実施に関すること。

道路部

道路計画課

計画係

- (1) 道路事業及び街路事業に係る調査及び計画に関すること。
- (2) 道路環境改善に係る調査及び計画に関すること。
- (3) 電線類地中化に係る調査及び計画に関すること。
- (4) 道路事業及び街路事業の計画に係る国、県等との調整に関すること。
- (5) 課内他係の主管に属しないこと。

建設係

- (1) 道路事業及び街路事業に係る予算及び決算に関すること。
- (2) 道路事業及び街路事業の事業実施の総括に関すること。
- (3) 道路事業及び街路事業に係る国庫補助事業に関すること。

- (4) 直轄国道の整備及び管理に要する負担金に関すること。 用地係
- (1) 用地取得の総括に関すること。
- (2) 用地取得業務に対する専門的支援に関すること。
- (3) 用地取得に係る諸基準の管理に関すること。
- (4) 中国地区用地対策連絡会に関すること。

道路港湾管理課

管理係

- (1) 道路、港湾及び海岸の管理業務に関すること。
- (2) 市道の路線認定,廃止及び変更の総括に関すること。
- (3) 道路の区域決定、区域変更及び供用開始の調整に関すること。
- (4) 道路及び港湾台帳の調製及び保管の総括に関すること。
- (5) 道路、港湾及び海岸に関する資料の収集、調査及び統計に関すること。
- (6) 地下埋設物連絡協議会に関すること。
- (7) 私道整備補助の総括に関すること。
- (8) 道路、港湾及び海岸の管理に係る予算及び決算に関すること。
- (9) 国及び県所管の港湾及び海岸施設の受託の総括に関すること。
- (10) 港湾及び海岸に関する協議会等に関すること。
- (11) 港湾及び海岸の占用等に係る事務の総括に関すること。
- (12) 公有水面埋立てに関すること。
- (13) 軌道法等に基づく認可等に関すること。
- (14) 課内他係の主管に属しないこと。

維持計画係

- (1) 道路の維持並びに港湾及び海岸の整備及び維持に係る調査及び計画に関すること。
- (2) 道路の維持並びに港湾及び海岸の整備及び維持に係る国庫補助事業に関すること。
- (3) 道路の維持並びに港湾及び海岸の整備及び維持に係る国、県及び関係部局との調整に関すること。
- (4) 道路、港湾及び海岸の防災、点検及び水防の総括に関すること。

- (5) 道路の維持事業並びに港湾及び海岸の整備事業及び維持事業の総括に関すること。
- (6) 港湾及び海岸施設の災害復旧の総括に関すること。
- (7) 道路の維持事業並びに港湾及び海岸の整備事業及び維持事業の予算及び決算に関すること。

西部幹線道路建設課

工務係

- (1) 西部区域(北区及び南区の区域をいう。以下同じ。)における幹線道路等の整備 に関すること。
- (2) 水防活動に関すること。

用地第1係

- (1) 西部区域における道路,河川,公園事業等に係る用地取得及び登記に関すること。
- (2) 西部区域における道路,河川,公園事業等に係る建築物,工作物等の移転及び補 償に関すること。
- (3) 西部区域における土木事業に関する公有地の売払いに関すること。
- (4) 水防活動に関すること。
- (5) 課内他係の主管に属しないこと。

用地第2係

- (1) 西部区域における道路,河川,公園事業等に係る用地取得及び登記に関すること。
- (2) 西部区域における道路,河川,公園事業等に係る建築物,工作物等の移転及び補 償に関すること。
- (3) 西部区域における土木事業に関する公有地の売払いに関すること。
- (4) 水防活動に関すること。

東部幹線道路建設課

工務係

- (1) 東部区域(中区及び東区の区域をいう。以下同じ。)における幹線道路等の整備に関すること。
- (2) 水防活動に関すること。

用地第1係

- (1) 東部区域における道路,河川,公園事業等に係る用地取得及び登記に関すること。
- (2) 東部区域における道路,河川,公園事業等に係る建築物,工作物等の移転及び補 償に関すること。
- (3) 東部区域における土木事業に関する公有地の売払いに関すること。
- (4) 水防活動に関すること。
- (5) 課内他係の主管に属しないこと。

用地第2係

- (1) 東部区域における道路,河川,公園事業等に係る用地取得及び登記に関すること。
- (2) 東部区域における道路,河川,公園事業等に係る建築物,工作物等の移転及び補償に関すること。
- (3) 東部区域における土木事業に関する公有地の売払いに関すること。
- (4) 水防活動に関すること。

道路予防保全課

- (1) 中、大型橋梁の点検及び長寿命化対策並びに耐震補強に関すること。
- (2) トンネル、横断歩道橋、大型カルバート及びシェッドの点検及び長寿命化対策に関すること。
- (3) 道路防災に係る専門点検及び計画的な道路防災事業に関すること。
- (4) 水防活動に関すること。

美作岡山道路建設事務所

- (1) 美作岡山道路の整備に関すること。
- (2) 環境アセスメントに基づく美作岡山道路整備事業環境管理計画に関すること。
- (3) 美作岡山道路の整備に係る用地取得及び補償に関すること。
- (4) 水防活動に関すること。

都心交通整備推進室

- (1) 路面電車の岡山駅前広場乗り入れ整備に関すること。
- (2) 路面電車の延伸・環状化整備に関すること。

住宅•建築部

建築指導課

管理係

- (1) 建築基準法に基づく確認申請等に関する台帳管理及び確認通知書の交付に関すること。
- (2) 住宅金融支援機構業務に関する台帳管理,通知書等の交付及び業務連絡に関すること。
- (3) 建築物の動態の調査及び報告に関すること。
- (4) 確認済等各種証明業務に関すること。
- (5) 建築計画概要書等の管理,閲覧及び写しの交付に関すること。
- (6) 指定確認検査機関からの報告の受付に関すること。
- (7) 建築確認管理システムの入力及び維持管理に関すること。
- (8) その他収入金の徴収に関すること。
- (9) 課内他係の主管に属しないこと。

指導係

- (1) 建築基準法に基づく許可、認定及び指定に関すること。
- (2) 建築審査会に関すること。
- (3) 建築基準法に基づく仮使用の認定(特定行政庁の行うものに限る。)並びに安全計画書の受付及び審査に関すること。
- (4) 指定確認検査機関の立ち入り検査及び指導に関すること。
- (5) 美しいまちづくりに関すること。
- (6) 建築基準法に基づく道路の位置の指定,変更及び廃止に関すること。
- (7) 特殊建築物,昇降機等の定期検査及び報告に関すること。
- (8) 定期報告、防災査察等に係る違反建築物の指導に関すること。
- (9) 高齢者,障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく認定及び指導に 関すること。
- (10) 福祉のまちづくり条例の届出の受付等に関すること。
- (11) 定期報告の閲覧に関すること。
- (12) 既存不適格建築物に係る勧告及び命令に関すること。
- (13) 災害等による危険建築物等の調査及び是正指導に関すること。

- (14) アスベストの是正指導及び補助事業に関すること。
- (15) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく長期優良住宅建築等計画の認 定及び承認の受付、審査、指導及び改善命令に関すること。
- (16) 指定確認検査機関がなした建築確認,検査等の報告(許可部分に係るものに限る。)に関すること。
- (17) 都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の 受付、審査、指導及び改善命令に関すること。
- (18) 建築物のエネルギーの消費性能の向上に関する法律に基づく届出,審査及び指導に関すること。

審查係

- (1) 建築基準法に基づく確認申請等の受付、審査、検査及び検査済証の交付に関すること。
- (2) 建築基準法上の道路の調査に関すること。
- (3) 建築基準法に基づく仮使用の認定に関すること(建築主事の行うものに限る。)。
- (4) 住宅金融支援機構業務に伴う現場検査に関すること。
- (5) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく分別解体の届出の受理, 審査,検査,勧告,命令等に関すること。
- (6) 建築確認管理システムの入力及び維持管理に関すること。
- (7) 指定確認検査機関の支援に関すること。
- (8) 老朽建築物の調査に関すること。
- (9) 指定確認検査機関がなした建築確認、検査等の報告に関すること。
- (10) 現場の中間検査に関すること。
- (11) 岡山市中高層建築物に関する指導指針に関すること。
- (12) 岡山市葬祭場の建築等に関する指導要綱に関すること。
- (13) 一般建築相談に関すること。

構造審查係

- (1) 建築確認申請等の構造審査に関すること。
- (2) 建築基準法に基づく建築確認申請等(工作物及び昇降機に限る。)の受付,審査,

検査及び検査済証の交付に関すること。

- (3) 市有建築物の構造に関する助言に関すること。
- (4) 現場の中間検査に関すること。
- (5) 指定確認検査機関がなした中間検査報告書に関すること。
- (6) 指定確認検査機関がなした建築確認,検査等の報告(構造部分に係るものに限る。) に関すること。
- (7) 被災建築物応急危険度判定制度に関すること。
- (8) 一般建築相談(構造部分に係るものに限る。)に関すること。 建築安全推進係
- (1) 建築基準法に基づく建築協定の普及等に関すること。
- (2) 違反建築物の調査及び措置に関すること。
- (3) 建築紛争及び建築行政訴訟に関すること。
- (4) 住宅・建築物耐震診断及び耐震改修補助事業に関すること。
- (5) 建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく指示,報告徴収,立入検査,指導 及び助言に関すること。
- (6) 建築指導行政の調査及び企画に関すること。
- (7) 老朽建築物の措置に関すること。
- (8) 産業廃棄物処理施設等の意見照会に関すること。
- (9) 一般建築相談に関すること。

空家対策推進室

- (1) 空家等対策の推進に関すること。
- (2) 空家等適正管理支援事業に関すること。
- (3) 空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく特定空家等の措置及び指導に関すること。

開発指導課

開発指導係

- (1) 開発行為等の統計に関すること。
- (2) 宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく許可等に関すること。

- (3) 開発許可申請等の手数料の徴収に関すること。
- (4) 開発許可等に係る違反に対する調査,指導及び処分に関すること。
- (5) 被災宅地危険度判定制度に関すること。
- (6) 大規模盛土造成地に関すること。
- (7) 課内他係の主管に属しないこと。

開発審查係

- (1) 都市計画法に基づく開発許可等に関すること。
- (2) 開発審査会に関すること。
- (3) 都市計画法施行規則第60条の規定に基づく証明書等に関すること。
- (4) 租税特別措置法に基づく優良宅地及び優良住宅の認定に関すること。
- (5) 開発許可等に係る違反に対する調査、指導及び処分に関すること。

公共建築課

企画調整係

- (1) 受託事業の事務管理及び調整に関すること。
- (2) 設計業務委託等の発注・契約事務に関すること。
- (3) 市有建築物の建築基本計画に関すること。
- (4) 建築技術に係る調査及び研究に関すること。
- (5) 市有建築物に係る技術協力に関すること。
- (6) 建築設計委託,建築工事の積算及び電算処理等の管理・運用に関すること。
- (7) 課内他係の主管に属しないこと。

建築第1係,建築第2係,建築第3係及び建築第4係

- (1) 市有建築物の建築に関すること。
- (2) 市有建築物の改修,修繕等に関すること。

機械設備第1係及び機械設備第2係

- (1) 市有建築物の建築に伴う機械設備に関すること。
- (2) 市有建築物の機械設備の改修,修繕等に関すること。

電気設備第1係及び電気設備第2係

(1) 市有建築物の建築に伴う電気設備に関すること。

(2) 市有建築物の電気設備の改修、修繕等に関すること。

住宅課

管理係

- (1) 市営住宅の入居及び退去に関すること。
- (2) 市営住宅に係る敷地、施設等及び設備の維持管理に関すること(指定管理者の行うものに限る。)。
- (3) 市営住宅、払い下げ団地及び既分譲団地等に係る財産管理に関すること。
- (4) 入居者の収入調査に関すること。
- (5) 家賃等の決定に関すること。
- (6) 市営住宅の家賃その他収納金の収納に関すること。
- (7) 収入超過者及び高額所得者の認定に関すること。
- (8) 市営住宅の指定管理に関すること。
- (9) 市営住宅の窓口相談に関すること。

法的措置係

- (1) 訴訟に関すること。
- (2) 市営住宅の条例等の改正に関すること。
- (3) 市営住宅に係る債権管理に関すること。
- (4) 市営住宅の適正管理及び渉外法務に関すること。

計画係

- (1) 住生活基本計画その他住宅政策に関すること。
- (2) 住宅セーフティネットに関すること。
- (3) 高齢者等の居住の安定確保に関すること。
- (4) マンション管理の適正化に関すること。
- (5) 住宅に係る災害関連業務に関すること。
- (6) 課内他係の主管に属しないこと。

整備係

- (1) 市営住宅の整備に関すること。
- (2) 市営住宅に係る敷地及び施設等の維持管理に関すること(指定管理者の行うもの

を除く。)。

(3) 払い下げ団地及び既分譲団地等の維持管理に関すること。

下水道河川局

下水道経営部

下水道経営企画課

- (1) 下水道事業、農業集落排水事業の経営分析に関すること。
- (2) 下水道事業、農業集落排水事業の経営計画及び経営方針に関すること。
- (3) 企業債の手続に関すること。
- (4) 会計経理に関すること。
- (5) 資金繰りに関すること。
- (6) 例月現金出納検査に関すること。
- (7) 給与の支払に関すること。
- (8) 契約事務の指導及び調整に関すること。
- (9) 下水道河川局事務事業委託審査委員会等に関すること。
- (10) 資産管理の統括及び資産の記録管理に関すること。
- (11) 企業会計システムの管理運用に関すること。
- (12) 消費税等に関すること。
- (13) 出納取扱金融機関との契約に関すること。
- (14) 政令指定都市等に係る連絡・調整に関すること。
- (15) 河川等建設事業の推進に係る関係機関への要望及び調整に関すること。
- (16) 岡山県下水道協会に関すること。
- (17) 局に係る重要施策の企画,調整及び進行管理に関すること。
- (18) 局に係る危機管理に関すること。
- (19) 局に係る政策法務の局内調整及び総務法制企画課との連絡調整に関すること。
- (20) 局に係る職員の人事及び組織に関すること。
- (21) 局に係る予算及び決算に関すること。
- (22) 局に係る人材の育成に関すること。
- (23) 岡山市下水道事業経営計画の進行管理に関すること。

(24) 局内の連絡調整及び局内他課の主管に属しないこと。

下水道営業課

営業係

- (1) 営業活動方針に関すること。
- (2) 下水道のPRに関すること。
- (3) 下水道への接続促進に関すること。
- (4) 供用開始に関すること。
- (5) 水洗便所改造等補助金に関すること。

排水設備係

- (1) 排水設備に係る審査及び検査に関すること。
- (2) 排水設備工事店及び責任技術者に関すること。
- (3) 低地汚水ポンプ施設設置補助金申請に係る審査及び検査に関すること。
- (4) 私道共同排水設備設置補助金申請に係る審査及び検査に関すること。
- (5) 水洗便所普及助成金申請に係る審査及び検査に関すること。
- (6) 課内他係の主管に属しないこと。

使用料 • 負担金係

- (1) 下水道事業負担金及び農業集落排水事業分担金の賦課に関すること。
- (2) 下水道事業負担金及び農業集落排水事業分担金収納率向上対策に関すること。
- (3) 使用料の賦課に関すること。
- (4) 使用料の収納率向上対策に関すること。
- (5) 過誤納金の還付又は充当及び前納報奨金の交付に関すること。
- (6) 使用料その他収入金(下水道事業負担金及び農業集落排水事業分担金を除く。) の滞納整理及び滞納処分に関すること。
- (7) 使用料その他収入金の収納に関すること。
- (8) 収納取扱金融機関との契約に関すること。

下水道河川計画課

計画係

(1) 下水道事業,農業集落排水事業の基本計画等に係る調査,統計及び計画に関する

こと。

- (2) 下水道事業の都市計画決定及び下水道事業計画同意等に関すること。
- (3) 流域下水道及び関連下水道の調整に関すること。
- (4) 国、県等との下水道事業、農業集落排水事業の調整に関すること。
- (5) 下水道事業、農業集落排水事業に係る河川及び水路の調査、計画及び調整に関すること。
- (6) 下水道事業、農業集落排水事業のアセットマネジメントに関すること。
- (7) 下水道及び農業集落排水施設のストックマネジメント及び長寿命化計画に係る局内の調整、国との協議に関すること。
- (8) 下水道事業、農業集落排水事業に係る技術開発及び技術調整に関すること。
- (9) 岡山市下水道事業経営計画に基づく企画に関すること。
- (10) 岡山市浸水対策の推進に関する条例に係る計画の策定等に関すること。
- (11) 下水道事業継続計画に関すること。
- (12) 国庫補助等の手続に関すること。
- (13) 止水板設置の補助金に関すること。
- (14) 課内他係,室の主管に属しないこと。

調整係

- (1) 下水道事業、農業集落排水事業に係る予算の執行管理の統括に関すること。
- (2) 地下埋設物管理者との総合調整に関すること。
- (3) 管きょ工事の積算,運用基準等の管理に関すること。
- (4) 私道等への下水管埋設の統括に関すること。
- (5) 下水道事業,農業集落排水事業の管きょの新設及び改築(次号及び第7号において「管きょの新設等」という。)に伴う建物工作物の移転及び補償の統括に関すること。
- (6) 管きょの新設等における関係他課間の連絡調整に関すること。
- (7) 管きょの新設等の関係他課の主管に属しないこと。 河川防災室
- (1) 河川に係る予算及び決算に関すること。

- (2) 河川の調査及び計画に関すること。
- (3) 河川の整備、保全及び管理の総括に関すること。
- (4) 国及び県の河川事業の調整に関すること。
- (5) 河川整備に係る国庫補助事業に関すること。
- (6) 国及び県所管の河川施設の受託の総括に関すること。
- (7) 河川、災害、水防及び砂防に関する協議会等に関すること。
- (8) 河川の占用等に係る事務の総括に関すること。
- (9) 漂流物及び沈没品に関すること。
- (10) 河川台帳の調製及び保管に関すること。
- (11) 水防対策及び水防計画に関すること。
- (12) 公共土木施設災害復旧事業の総括及び申請に関すること。
- (13) 公共土木施設災害復旧事業に係る予算及び決算に関すること。
- (14) 急傾斜地崩壊危険区域の調査及び指定申請に関すること。
- (15) 砂防法に基づく調査及び指定申請に関すること。
- (16) 地すべり防止区域の調査及び指定申請に関すること。
- (17) 土砂災害防止法の指定に関すること。
- (18) 砂利及び岩石採取計画の認可等に関すること。
- (19) 地すべり防止区域内の制限行為の許可等の総括に関すること。
- (20) 岡山市浸水対策の推進に関する条例に係る計画の進行管理等に関すること。

下水道施設部

下水道施設管理課

- (1) 下水道及び農業集落排水施設(管きょを除く。次号から第5号までにおいて「施設」という。)の運転,維持管理及び修繕の統括に関すること。
- (2) 施設のストックマネジメントの統括に関すること。
- (3) 施設の中長期的な管理手法に関すること。
- (4) 施設の効率的な運転及び維持管理の調査、研究の統括に関すること。
- (5) 施設の設備台帳の調製及び保管に関すること。

西部管理係

- (1) 旭川以西(御津及び建部地区を含む。次号及び第3号において同じ。)の下水道 及び農業集落排水施設(管きょを除く。次号及び第3号において「施設」という。) の運転、維持管理及び修繕に関すること。
- (2) 旭川以西の施設のストックマネジメントに係る調査に関すること。
- (3) 旭川以西の施設の効率的な運転及び維持管理の調査,研究に関すること。 東部管理係
- (1) 旭川以東(小串地区を含み,御津及び建部地区を除く。次号及び第3号において同じ。)の下水道及び農業集落排水施設(管きょを除く。次号及び第3号において「施設」という。)の運転,維持管理及び修繕に関すること。
- (2) 旭川以東の施設のストックマネジメントに係る調査に関すること。
- (3) 旭川以東の施設の効率的な運転及び維持管理の調査,研究に関すること。 水質管理係
- (1) 下水道及び農業集落排水施設に係る水質管理に関すること。
- (2) 特定施設の設置等の届出に関すること。
- (3) 事業場からの排水に係る水質調査及び指導に関すること。

下水道保全課

再整備係

- (1) 下水道事業、農業集落排水事業の管きよ(次号及び第4号において「管きょ」という。)のストックマネジメント及び長寿命化計画の作成に関すること。
- (2) 管きょの改築及び耐震化に係る実施計画,調査,設計及び施工に関すること。
- (3) 前号における工事による被害物件等の調査、補償及び復旧に関すること。
- (4) 取付ます及び取付管(管きょの新設に付随するものを除く。)のうち、推進工に 係る設計及び施工に関すること。
- (5) 特別使用等の許可,承認及び譲渡に関すること。
- (6) 開発許可申請に伴う公共施設管理者の同意及び協議に関すること。
- (7) 岡山市浸水対策の推進に関する条例に係る雨水排水計画の協議等に関すること。
- (8) 戸別雨水流出抑制施設設置の補助金に関すること。
- (9) 下水道台帳の調製及び保管に関すること。

設備係

- (1) 下水道事業、農業集落排水事業のマンホールポンプ及び真空式管路施設の維持管理及び改築に関すること。
- (2) 下水道事業の雨水ゲートの操作及び維持管理に関すること。
- (3) 下水道光ファイバの維持管理に関すること。
- (4) 課内他係の主管に属しないこと。

管路係

- (1) 下水道事業、農業集落排水事業の管きょ(マンホールポンプ、真空式管路施設及 び雨水ゲートを除く。次号及び第3号において「管きょ」という。)の維持管理に関 すること。
- (2) 取付ますの設置申請の受付(管きょの新設に付随するものを除く。),設置申請書の取りまとめ及び管理に関すること。
- (3) 取付ます及び取付管(管きょの新設に付随するものを除く。)のうち、推進工以外の工法に係る設計及び施工に関すること。
- (4) 道路等の占用の更新に関すること。

北部下水道事務所

- (1) 御津地区及び建部地区における下水道事業、農業集落排水事業の管きょ(マンホールポンプ及び真空式管路施設を含む。)の維持管理に関すること。
- (2) 取付ますの設置申請の受付(管きょの新設に付随するものを除く。),設置申請 書の取りまとめ及び管理に関すること(御津地区及び建部地区に限る。次号から第1 0号までにおいて同じ。)。
- (3) 取付ます及び取付管(管きょの新設に付随するものを除く。)の設計及び施工に関すること。
- (4) 特別使用等の許可,承認及び譲渡に関すること。
- (5) 開発許可申請に伴う公共施設管理者の同意及び協議に関すること。
- (6) 排水設備に係る審査及び検査に関すること。
- (7) 使用料その他収入金の収納に関すること。
- (8) 水洗便所改造等補助金に関すること。

- (9) 戸別雨水流出抑制施設設置の補助金に関すること。
- (10) 道路等の占用の更新に関すること。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、御津地区及び建部地区における下水道及び農業集 落排水施設に関する局内他課との連絡調整に関すること。

瀬戸下水道事務所

- (1) 瀬戸地区及び上道地区における下水道事業、農業集落排水事業の管きょ(マンホールポンプ及び真空式管路施設を含む。)の維持管理に関すること。
- (2) 取付ますの設置申請の受付(管きょの新設に付随するものを除く。),設置申請 書の取りまとめ及び管理に関すること(瀬戸地区及び上道地区に限る。次号から第1 1号までにおいて同じ。)。
- (3) 取付ます及び取付管(管きょの新設に付随するものを除く。)の設計及び施工に関すること。
- (4) 特別使用等の許可,承認及び譲渡に関すること。
- (5) 開発許可申請に伴う公共施設管理者の同意及び協議に関すること。
- (6) 排水設備に係る審査及び検査に関すること。
- (7) 使用料その他収入金の収納に関すること。
- (8) 水洗便所改造等補助金に関すること。
- (9) 戸別雨水流出抑制施設設置の補助金に関すること。
- (10) 道路等の占用の更新に関すること。
- (11) 下水道事業の雨水ゲートの操作及び維持管理に関すること。
- (12) 前各号に掲げるもののほか、瀬戸地区及び上道地区における下水道及び農業集落排水施設に関する局内他課との連絡調整に関すること。

下水道施設整備課

基盤整備係

- (1) 下水道事業の幹線管きょの新設及び改築に係る実施計画,調査,設計及び施工に関すること。
- (2) 下水道及び農業集落排水処理施設(管きょを除く。)の新設及び改築に係る土木 及び建築工事の実施計画、調査、設計及び施工に関すること。

- (3) 前2号における工事による被害物件等の調査、補償及び復旧に関すること。
- (4) 下水道及び農業集落排水施設(管きょを除く。) に必要な用地の取得及び登記に関すること。
- (5) 課内他係の主管に属しないこと。

施設整備係

- (1) 下水道及び農業集落排水処理施設(管きょを除く。第4号において「施設」という。)の機械、電気設備の新設及び改築に係る実施計画、調査、設計及び施工に関すること。
- (2) 下水道処理施設のストックマネジメントの作成に関すること。
- (3) 下水道光ファイバの新設及び改築に係る実施計画,調査,設計及び施工に関すること。
- (4) 施設の機械、電気設備に係る工事の積算、運用基準等の管理に関すること。
- (5) 第1号及び第3号における工事による被害物件等の調査、補償及び復旧に関すること。

下水道管路整備課

工務第1係

- (1) 下水道事業、農業集落排水事業の管きょ(幹線を除く。以下「管きょ」という。) の新設に係る進行管理及び課内調整に関すること。
- (2) 管きょの新設に係る実施計画、調査、設計及び施工に関すること。
- (3) 前号における工事による被害物件等の調査、補償及び復旧に関すること。
- (4) 私道等への下水管埋設に係る調整,設計及び施工に関すること。
- (5) 取付ますの設置申請の受付(管きょの新設に付随するものに限る。)に関すること。
- (6) 取付ます及び取付管(管きょの新設に付随するものに限る。)の設計及び施工に関すること。
- (7) 課内他係の主管に属しないこと。

工務第2係,工務第3係及び工務第4係

(1) 管きょの新設に係る実施計画、調査、設計及び施工に関すること。

- (2) 前号における工事による被害物件等の調査、補償及び復旧に関すること。
- (3) 私道等への下水管埋設に係る調整,設計及び施工に関すること。
- (4) 取付ますの設置申請の受付(管きょの新設に付随するものに限る。)に関すること。
- (5) 取付ます及び取付管(管きょの新設に付随するものに限る。)の設計及び施工に関すること。

附則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成13年市規則第187号)

この規則は、平成13年8月1日から施行する。

附 則(平成13年市規則第193号)

この規則は、平成13年9月1日から施行する。

附 則(平成14年市規則第68号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成15年市規則第68号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成16年市規則第71号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年市規則第160号)

この規則は、平成17年3月22日から施行する。

附 則(平成17年市規則第297号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年市規則第524号)

この規則は、平成18年1月1日から施行する。

附 則 (平成18年市規則第92号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成18年市規則第219号)

この規則は、平成18年9月1日から施行する。

附 則(平成18年市規則第276号)

この規則は、平成18年11月1日から施行する。

附 則 (平成19年市規則第78号)

この規則は、平成19年1月22日から施行する。

附 則(平成19年市規則第219号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年市規則第56号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年市規則第168号)

この規則は、平成20年12月16日から施行する。

附 則(平成21年市規則第13号)

この規則は、平成21年2月1日から施行する。

附 則(平成21年市規則第122号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成21年市規則第162号)

この規則は,公布の日から施行する。

附 則(平成21年市規則第173号)

この規則は、平成21年10月1日から施行する。

附 則(平成22年市規則第77号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年市規則第69号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成23年市規則第122号)

この規則は、平成23年11月18日から施行する。

附 則(平成24年市規則第7号)

この規則は、平成24年1月22日から施行する。

附 則(平成24年市規則第50号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成24年市規則第157号)

この規則は、平成24年10月1日から施行する。

附 則(平成25年市規則第112号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成25年市規則第221号)

この規則は、平成25年12月24日から施行する。

附 則(平成25年市規則第263号)

この規則は、平成25年12月24日から施行する。

附 則(平成26年市規則第16号)

この規則は、平成26年2月1日から施行する。

附 則(平成26年市規則第97号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成26年市規則第178号)

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則(平成27年市規則第108号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年市規則第118号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年市規則第71号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成29年市規則第170号)

この規則は、平成29年11月1日から施行する。

附 則(平成30年市規則第74号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成30年市規則第134号)

この規則は、平成30年5月1日から施行する。

附 則(平成31年市規則第56号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和2年市規則第59号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和2年市規則第94号)

この規則は、令和2年5月1日から施行する。

附 則(令和3年市規則第76号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年市規則第39号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和5年市規則第45号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第10条の表都市整備局住宅・ 建築部開発指導課の部開発指導係の項第2号の改正規定は、令和5年5月26日から施行 する。

附 則(令和6年市規則第55号)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和7年市規則第35号)

この規則は、令和7年4月1日から施行する。